

資料目次

総則編

- 第1図 排出油等防除計画の対象海域及び名称
- 第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領
- 第3図 外洋域におけるオイルフェンス展張例

(参考)

- 参考1 油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画
(平成18年12月8日閣議決定)
- 参考2 油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱
(平成7年5月8日関係省庁申し合せ)

海域編

- 資料1 油等保管施設一覧
- 資料2 油等保管施設位置図
- 資料3 狭水道通航船舶状況表
- 資料4 タンカー及び貨物船の航跡図
- 資料5 要救助海難発生状況表
- 資料6 要救助海難発生状況図
- 資料7 油等による海洋汚染発生状況表
- 資料8 油等による海洋汚染発生状況図
- 資料9 過去の排出油等事故の概要
- 資料10 気候表
- 資料11 海潮流図
- 資料12 漁具定置箇所位置図
- 資料13 海域周辺環境図
- 資料14 風・海潮流による排出油の移動距離表
- 資料15 海洋汚染想定図
- 資料16 ダブルハルトンカーの「油流出期待値線図」
- 資料17 有害液体物質の挙動による分類
- 資料18 有害液体物質の分類・品目別取扱量(輸送量上位10品目)
- 資料19 流出後の物質の分散経路
- 資料20 排出油等防除資材等保有状況
- 資料21 連絡系統図及び関係機関の連絡先
- 資料22 防災相互通信用無線局保有状況一覧

- 資料 2 3 指定海上防災機関 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧
資料 2 4 排出油等の防除に関する協議会一覧

(参考)

- 参考 1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況
参考 2 指定海上防災機関
海上災害防止センターの主な排出油等防除資材保有状況
参考 3 石油連盟の主な排出油等防除資材保有状況
参考 4 大型油回収船一覧

第1図 排出油等防除計画の対象海域及び名称

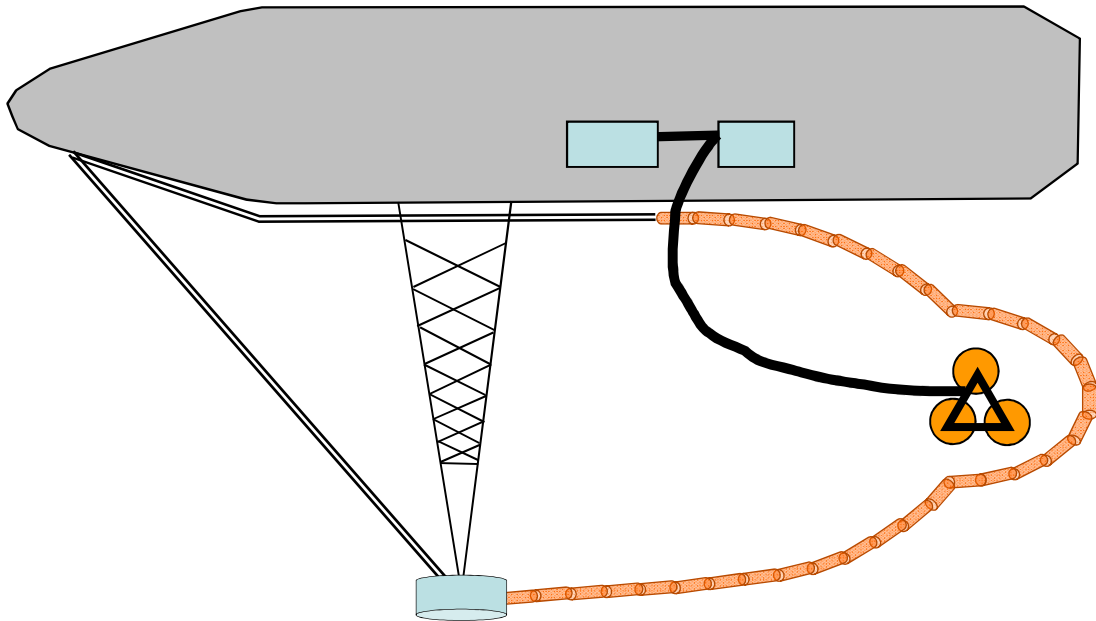


第2図 オイルフェンスの展張形態とその展張要領

区分	展張図	展張概要
A法 (包围)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 最も一般的な展張方法で、風潮流がいずれかの方向から来ても対応できるように排出源を包围する方法。 流出初期又は単時間当たりの流出量が多くなく、風や潮流の影響が少ない場合に用いる。 (2) 風及び潮流によりオイルフェンスから漏洩することがあるので、状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 必要に応じ作業艇、油回収艇等の出入りのため出入口を設ける。 (4) 陸上からの流出の場合は陸岸をオイルフェンスの一部として流出油を包围する。 (5) 流出量の少ない場合は流出源の船舶をオイルフェンスの一部として流出油を包围することも考えられる。
B法 (待受け)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 風潮流等が一定で、油の流行が安定している場合や、流出量が多く包围するためのオイルフェンスが不足する場合、あるいは風潮流の影響が大きく包围が困難な場合等に用いる。 (2) 流出源からある程度離れた位置で待受け捕捉する。 (3) 状況に応じ二重三重に展張する。 (4) 潮流の強い狭水道等で転流時が近い場合は、転流後を考え状況に応じ反対側にも展張する。
C法 (閉鎖)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 港内の狭い水路、運河等での流出油事故の場合に用い、水路等をオイルフェンスで閉鎖して油の拡散を防止する。 (2) 水の流れが強くオイルフェンスで閉鎖することが困難な場合、あるいは、船舶交通上、水路を閉鎖して展張することが困難な場合は、中央を空けて展張する。 (3) 潮汐の上下により、オイルフェンスと陸岸の接続箇所隙間が出来て油が漏洩するおそれがあるので注意を要する。 (4) オイルフェンスをくり抜けて漏洩する油を捕捉するため必要に応じ二重三重に展張する。
D法 (誘導)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 流出量が多く、かつ、風、潮流の影響が大きいため、流出油を現場で包围できないとき、海岸の保全、水産資源保護のため保護水面の前面にオイルフェンスを展張し、影響の少ない海面に誘導する場合、あるいは、地勢等により現場付近で回収作業が困難なとき、作業可能な海面まで誘導する場合等に用いる。 (2) 状況に応じ二重三重に展張する。 (3) 風、潮流が強く錨によるオイルフェンスの係止が困難な場合はE法を併用する。
E法 (移動)		<ol style="list-style-type: none"> (1) 水深が深く又は風潮流が強い等の理由で錨を使用出来ない場合、風又は潮流が強くて錨で係止できない場合、あるいは海面に広がっている浮流油を集油したり回収しやすい場所まで移動させる場合等に用いる。 (2) オイルフェンスの両端を2隻の作業船艇にて油が潜り抜けられない程度で速度で曳航し、浮流する油を大まわしに囲む。 (3) 包围後、作業艇の代わりにシーアンカーやチェーン等の抵抗物を付けることも有効である。 (4) オイルフェンスを曳航する場合、水圧により過度の張力がかかり破損するおそれがあるので慎重に作業する必要がある。

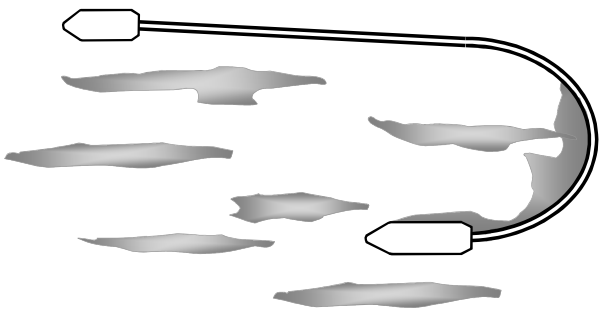
第3図 外洋域におけるオイルフェンス展張例

a

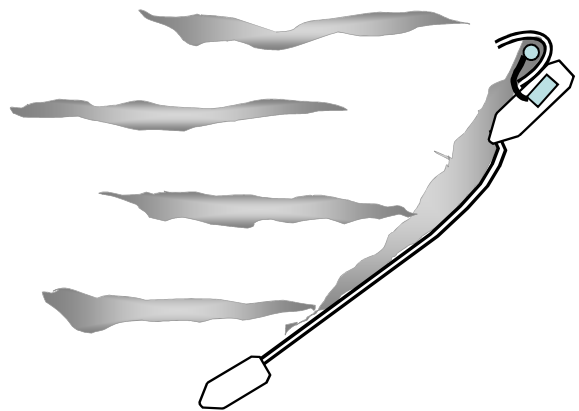


1船による油回収システムの例

a



b



2船による油回収システムの例

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画について

〔平成18年12月8日
閣議決定〕

平成25年10月1日 一部改正

1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約（平成7年条約第20号）第6条及び2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書第4条の規定に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画を別紙のとおり定める。

これに伴い、油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画（平成9年12月19日閣議決定）は、廃止する。

油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画

第1章 序説

第1節 計画の目的

四面を海に囲まれた我が国は、海洋を取り巻く多様な自然環境に恵まれるとともに、そこに存在する豊かな漁場等から多くの恩恵を受けるなど、海洋環境との密接な関係の中で国民生活が営まれている。このようなことから、我が国周辺海域において、万一、油、有害液体物質、危険物その他の物質（以下「油等」という。）による汚染事件（放射性物質による汚染事件については、原子力災害対策特別措置法等により国家的な体制が確立されていることから、本計画の対象としない。以下「油等汚染事件」という。）が発生した際には、その初期の段階から迅速かつ効果的な措置を講ずることが、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から必要不可欠である。また、我が国が世界有数の海運国でありエネルギー輸入国であることを考慮すると、我が国がこのような準備及び対応の体制を整備しておくことは極めて重要である。この場合、国、地方公共団体を始め、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界、漁業関係者その他の官民の関係者が一体となって取り組むことが重要である。

このような考え方を踏まえ、この計画は、「1990年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」第6条(1)(b)及び「2000年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」第4条(1)(b)に規定する「準備及び対応のための国家的な緊急時計画」として、油等によ

る汚染に係る準備及び対応に関する我が国の体制を体系的に取りまとめたものであって、国際約束の的確な実施を確保するとともに、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護のため油等汚染事件に我が国が迅速かつ効果的に対応することを目的として策定するものである。

第2節 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく環境基本計画、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）に基づく排出油等防除計画、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「石災法」という。）に基づく石油コンビナート等防災計画並びに緊急事態に対する政府の初動対処体制について（平成15年11月21日閣議決定）と調和を保ったものであり、これらと相まって油等汚染事件に迅速かつ的確に対応できるよう策定するものである。

第2章 油等汚染事件に対する準備に関する基本的事項

第1節 油等汚染事件に関する情報の総合的な整備

油等汚染事件への対応を総合的かつ効果的に実施するため、関係行政機関は、内外の関係情報を収集・整理し、適宜最新のものとして維持するとともに、関係行政機関で構成する「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議（以下「関係省庁連絡会議」という。）」等の場を通じて相互に交換する。

海上保安庁は、それぞれの関係行政機関が把握している国内の

各種分野の専門家及び排出された油等（以下「排出油等」という。）の防除資機材に関する情報を、関係行政機関等の協力を得て一元化するとともに、油等汚染事件への準備及び対応に関する活動に活用しようとする関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制の確立に努める。

また、関係行政機関は、油等汚染事件による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、油等汚染事件に対応する措置を的確に講じ、被害の発生を最小限とするために参考とすべき、各海域ごとの自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、さんご礁、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡等に関する情報）を収集・整理し、適宜最新のものとして維持する。さらに、収集・整理した情報は、それぞれの行政に反映できるよう共有化するとともに、情報図として整備する等その内容を充実し、関係行政機関、地方公共団体等において有効に活用できる体制の確立に努める。

さらに、地方公共団体が地域の実情に応じて行う油等汚染事件への準備及び対応に関する活動の促進を図るため、関係行政機関は、地方公共団体の要請に応じて適切に関係情報を提供するよう努める。

第2節 対応体制の整備

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の整備を図る。この場合、関係行政機関は、関係省庁連絡会議の場等を通じ、油等汚染事件に対する協力体制について必要な調整を行う。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、海防法に基づき排出油等防除計画を作成するとともに、

海上における特殊な災害に対応する特殊救難隊及び機動防除隊の育成強化を図り、船艇・航空機による24時間の出動体制を確保する。また、海防法第42条の13第1項に規定する指定海上防災機関（以下「指定海上防災機関」という。）における防除措置の実施に関する対応能力の一層の確保に努める。

また、海防法に基づき、管区海上保安本部長、タンカーの船舶所有者等は、官民合同の組織として排出油等の防除に関する訓練の実施、重要事項の協議等を行う排出油等の防除に関する協議会を、関係地方行政機関、地方公共団体等と連携し、必要に応じて組織し、対象海域の広域化、それぞれの機関の防除の実施に関する役割分担の明確化等に努める。

水産庁及び環境省等は、油等汚染事件発生時における環境影響調査、野生生物の保護、漁場等の保全等の対応措置が迅速かつ的確に行われるよう、各行政分野における体制の整備に努めるとともに、地方公共団体、関係団体等との連携協力体制の一層の確保に努める。

第3節 通報・連絡体制の整備

船舶の船長、施設（陸地にあるものを含む。）の管理者等は、当該船舶又は施設から海洋への大量の油等の排出があった場合及び排出のおそれのある場合には、海防法に基づき、電話、電信その他のなるべく早く到達するような手段により、直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

また、石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩その他の異常な現象が発生した場合には、石災法に基づき直ちに消防署等に通報する。

さらに、鉱業権者は、自らが管理する鉱山施設等において大量の油等の海洋への排出があった場合及びそのおそれがある場合に

は、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）に基づき直ちに産業保安監督部等に通報する。

海面に大量の油等が広がっていることを発見した者その他海上における異常な現象を発見した者においても同様に直ちに最寄りの海上保安部署等に通報する。

海上保安部署等、消防署、警察署等においては、24時間の情報収集体制を確保する。

関係行政機関、地方公共団体等は、内部の若しくは相互の連絡体制が確保されるよう、又は関係団体等との連携協力の下に必要な対策が適切に実施されるよう、それぞれの機関内部及び機関相互間における夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図るとともに、防災行政無線の活用等により通信手段の確保を図るよう努める。

第4節 関係資機材等の整備

船舶所有者等は、海防法に基づき、排出油等の防除措置を実施するため必要な資機材等を備え付けるとともに、当該資機材等を適切に使用することができるよう、その備付け場所、管理、設備等に関し、必要な措置を講じておくものとする。また、指定海上防災機関は、同法に基づき、海上保安庁長官の指示若しくは船舶所有者等の委託により防除措置を実施するため、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な資機材等を保有する。

また、鉱業権者は、鉱山保安法に基づき、排出油等の防除措置を実施するために必要な資機材を備える。

石油コンビナートの事業を統括管理する者は、当該石油コンビナート等における石油の漏洩に備え、石災法に基づく資機材を備え付ける。

港湾管理者は、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港

湾区域内に流出した油等の防除に必要な資機材を備える。

海上保安庁は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、船艇、航空機、情報通信施設、排出油等の防除資機材等の整備を推進する。

経済産業省は、関係者の利用に供するため、石油事業者団体等が行う排出油等の防除資機材の整備事業及び当該事業の普及・啓蒙を推進する。

水産庁は、油等汚染事件による漁場等の汚染の防止又は軽減を図るための資機材の整備を推進する。

環境省は、野生生物の保護を行うに当たって必要な資機材が適切に整備されるよう措置する。

関係行政機関は、各行政分野において、油等汚染事件への対応のため必要な資機材の整備に努める。

地方公共団体は、必要に応じ、油等汚染事件への対応のため必要な排出油等の防除資機材等の整備に努める。

また、必要な排出油等の防除資機材が、現場に迅速に配置され、活用できるよう日頃から官民の連携の確保に努める。

第5節 訓練等

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、事件の形態・規模、気象・海象、油等の性状等様々な条件設定の下でのシミュレーション訓練手法を導入するなど工夫した関係機関相互の有機的連携に重点を置いた総合的かつ実践的な訓練を、排出油等の防除に関する協議会等を活用して行う。訓練後には、その評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ、それぞれの機関の対応体制等の改善を行う。

関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応を迅速かつ的確に実施するため、指定海上防災機関の海上防災のため

の措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材の育成に努める。

環境省は、野生生物の保護等を実施する上で必要な知識及び技術の修得に関する地方公共団体、関係団体等に対する研修等を行う。

また、指定海上防災機関は、海防法に基づき、よりの確な防除技術を普及するため、海上防災のための措置に関する訓練事業を行うとともに、自らの防災措置に関する技術の向上に努める。

これらの訓練等の実施に当たっては、海洋環境の保全並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点から適切に実施されるよう配慮するものとする。

関係行政機関は、関係者に対し講習会、訪船指導等を通じ、油等汚染事件発生の防止及び当該事件発生の際の対応に関する指導を行い、これを通じて海洋環境の保全に係る思想及び技術の普及・啓蒙を図る。

民間事業者は、油等汚染事件発生の際に迅速かつ的確に対応できるよう、積極的に訓練等を行うとともに、人材の育成に努める。

第6節 近隣諸国等との協力体制

外務省は、国土交通省及び海上保安庁と協力しつつ、近隣諸国等との油等汚染事件発生時の連絡体制の強化や要請に応じた資機材の提供等、海洋汚染に関する協力体制の一層の強化に努める。

第3章 油等汚染事件に対する対応に関する基本的事項

第1節 保護対象についての基本的な考え方

油等汚染事件に対しては、海洋環境の保全の観点並びに国民の生命、身体及び財産の保護の観点の両面に配慮して適切な対応方

策を講ずるものとする。この場合、第2章第1節の各海域ごとの情報等も踏まえて、被害の発生が最小限となるように措置を講ずるものとする。

第2節 対応体制の確立

油等汚染事件が発生した場合、関係行政機関、地方公共団体等は、油等汚染事件への対応について必要な対策を適切に実施するため、それぞれの機関の対応体制及び機関相互の協力体制の確立に努める。

海上保安庁長官、管区海上保安本部長又は都道府県知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を油等汚染事件の規模及び収集した被害情報から判断し、必要な場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）の災害派遣の規定に基づき、直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

自衛隊は、当該要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

関係行政機関は、大規模な油等汚染事件が発生した場合には、事件及び被害の第一次情報についての確認及び共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて、関係省庁連絡会議を開催する。

内閣危機管理監は、大規模な油等汚染事件が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行う必要がある場合は、事態に応じ、緊急参集チームを官邸危機管理センターに緊急参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うとともに、官邸危機管理センターに官邸対策室を設置する。

国は、油等汚染事件が発生した場合において、収集された情報により、事件の規模、被害の広域性等から、応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があるときは、内閣総理大臣に報告の上、海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置する。この場合、警戒本部及びその事務局の設置場所は、原則海上保安庁内とする。また、警戒本部が設置された場合は、現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、現地に管区海上保安本部長を本部長とする連絡調整本部を設置する。この場合、連絡調整本部及びその事務局の設置場所は、原則管区海上保安本部内とする。

国は、収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、直ちに原則国土交通大臣（石災法に基づく石油コンビナート等特別防災区域（以下「石油コンビナート等特別防災区域」という。）からの油等汚染事件については総務大臣）を本部長とする災対法に基づく非常災害対策本部を設置する。非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、内閣府は、速やかに所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行う。この場合、非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則国土交通省内（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については消防庁内）とする。また、非常災害対策本部は、関係地方行政機関、関係地方公共団体等のそれぞれの機関が実施する応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要があるときは、原則国土交通副大臣（石油コンビナート等特別防災区域からの油等汚染事件については総務副大臣）を本部長とする非常災害現地対策本部を設置する。

なお、警戒本部又は非常災害対策本部（以下「非常災害対策本部等」という。）は、官邸対策室と緊密に連携を図るものとする。

関係行政機関又は非常災害対策本部は、現地の状況を把握し、

迅速かつ的確な対策の実施等に資するよう、必要に応じ、調査団を現地に派遣する。

地方公共団体は、必要に応じ、災対法に基づく災害対策本部等を、又は石災法に基づく石油コンビナート等防災本部の現地防災本部を設置する。

関係行政機関、地方公共団体等は、これら本部が設置された場合には、職員を派遣するなどして、これら本部との間における情報の交換を促進し、油等汚染事件への的確な対応体制を確保する。

国と地方公共団体等との情報の交換には、連絡調整本部又は非常災害現地対策本部を活用する。

第3節 油等汚染事件に関する情報の連絡

油等汚染事件の発生又は発生するおそれについて連絡を受けた海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、あらかじめ定められた連絡網に従い、官邸、他の関係行政機関、地方公共団体等に、入手した情報、対応に必要な情報を提供する。

関係行政機関、地方公共団体等は、被害情報、対策実施情報等を、官邸対策室又は非常災害対策本部等（設置された場合に限る。以下同じ。）に連絡（地方公共団体等は、関係行政機関又は連絡調整本部若しくは非常災害現地対策本部を介して連絡）し、当該連絡を受けた官邸対策室又は非常災害対策本部等は、必要に応じ、内閣総理大臣に報告するとともに、関係機関に連絡する。

関係行政機関、地方公共団体等は、当該油等汚染事件に対し迅速かつ適切に対応する観点から、事件の収束に至るまで、必要に応じ、相互に緊密な情報の交換を行う。

第4節 油等汚染事件の評価

海上保安庁は、油等汚染事件発生の情報入手したときは、更に詳細な情報を得るように努め、船艇、航空機を油等汚染事件発生場所に急行させるほか、必要に応じ、派遣された自衛隊機等の協力を得て、当該事件の調査を行う。事件の調査結果に基づき、その規模及び態様を分析し、第2章第1節の情報を踏まえ、気象・海象の状況、船舶交通の状況等を考慮して、当該事件の影響を評価し、対策の実施に資するよう、これを官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

また、水産庁及び環境省は、海上保安庁その他の関係行政機関、地方公共団体等からの情報に基づき、当該油等汚染事件が野生生物及び漁業資源に及ぼす影響の評価を行い、これを、野生生物の保護、漁場等の保全等の対策の決定に反映させるとともに、その他の対策の実施に資するよう、速やかに官邸、関係行政機関、地方公共団体等に提供する。

第5節 油等防除対策の実施

1 油等汚染事件が発生した場合、海防法に基づき応急措置を講ずべき船長等及び防除措置を講ずべき船舶所有者等の関係者による措置が実施されることになるが、海上保安庁はこれらの措置義務者の措置の実施状況等を総合的に把握し、措置義務者に対する指導、援助・協力者に対する指導を行う。防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、海上保安庁はこれらの者に対し、防除措置を命ずる。

緊急に防除措置を講ずる必要がある場合、海上保安庁は、自ら防除措置を実施し、又は指定海上防災機関に対して防除措置を講ずべきことを指示する。

2 油等汚染事件が発生した場合の排出油等の防除には、例えば、次のような措置があるが、排出油等の種類及び性状、排出油等

の拡散状況、気象・海象の状況その他の種々の条件によってその手法が異なるので、防除作業を行うに当たっては、まず、排出油等の拡散、性状の変化及び化学変化の状況について確実な把握に努め、第4節の評価の結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、関係行政機関、地方公共団体等が協力して、初動段階において有効な防除勢力の先制集中を図り、もって迅速かつ効果的に排出油等の拡散の防止、回収、処理等を実施する。この場合において、海上保安庁その他の関係行政機関等は、他の関係行政機関、地方公共団体等に対し、防除措置の実施に必要な資機材の確保・運搬及び防除措置の実施について協力要請できるものとし、当該要請を受けた関係行政機関、地方公共団体等は、当該協力の必要の有無等を判断し、必要な協力を行う。

自衛隊は、防除措置の実施に必要な資機材の輸送について、関係行政機関又は地方公共団体から依頼があった場合、輸送の必要の有無等を判断し、航空機、艦船等の輸送手段を使用して必要な支援を行う。

(1) 排出防止措置

引き続き油等の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等による措置を行うほか、破損タンク内の油等を他船又は他の施設へ移送するいわゆる瀬取りを行う。

(2) 拡散防止措置

排出油等は、風や潮流の影響を受けて、通常急速に拡散し、海洋汚染の範囲が拡大するものもあるため、油等汚染事件が発生した場合には、必要に応じ、直ちに排出源付近の海域にオイルフェンスを展開して排出油等を包囲し、拡散を局限する。

また、揮発性を有する油等の防除に当たっては、排出油等の性状等に応じ、周囲の状況等を勘案して薬剤等の使用により蒸発ガスの発生を抑制する措置を講ずるものとする。

(3) 回収措置

排出油等の回収方法としては、回収船、回収装置等を使用して回収する機械的回収、吸着材、ゲル化剤等の資機材を使用して回収する物理的回収、その他ひしゃく、バケツ等を使用して回収する応急的・補助的な回収があり、状況に応じてこれらの回収方法のうち最も効果的な方法を用いるものとする。

(4) 分散処理等

放水装置による放水若しくは船舶の航走により油等を攪拌し、又は処理剤等を使用して油等の分散を促し、大気若しくは海中へ分散させ、生物・自然分解を促進させる処理がある。これは、回収措置の実施、気象・海象、周囲の自然環境、漁場又は養殖場の分布等の状況を勘案して、(3)に掲げる回収方法のみによることが困難な場合において実施するものとする。

- 3 防除措置を実施するに当たっては、第2章第1節の情報図などを参考にし、それぞれの手法の特質と海洋環境への影響を総合的に考慮して実施すること、できる限り海上での回収に努めること、また、海岸等に漂着させざるを得ない場合においてもその後の回収作業や、影響を受けた環境の修復が比較的容易と想定される場所に誘導すること等に注意を払う必要がある。
- 4 排出油等が海岸等に漂着した場合、船舶所有者等の関係者により漂着した排出油等の除去のための措置が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該除去のための

措置の実施状況等を把握するとともに、迅速かつ効果的な防除作業が実施されるよう、関係機関の出動可能勢力、当該防除作業への支援体制等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うよう努める。

関係行政機関、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者等は、必要に応じ、協力して、漂着した排出油等の除去のための措置を実施する。この場合において、必要な措置を、地元住民、ボランティア等の協力を得て実施する機関等は、第7節の健康安全管理のための体制整備のほか、円滑な防除作業が実施されるよう必要な支援体制の整備に努める。

- 5 回収した油等(油等によって汚染されたものを含む。以下同じ。)は、船舶所有者等の関係者による処理が実施されることになるが、関係行政機関、地方公共団体等は、当該回収した油等の量、処理作業の状況等を把握するとともに、適正かつ円滑な処理が実施されるよう、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な貨物船・タンカー等、回収した油等の処理施設・当該受入可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど、必要な支援体制の整備に努める。

関係行政機関、地方公共団体等は、必要に応じ、回収した油等の処理を実施する。

- 6 油等のうち、引火性や毒性を有するものが排出された場合には、特に以下の点に留意し、防除措置等を実施するものとする。
 - (1) 火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、検知器具を用いて危険範囲の確認、火気の使用制限等の危険防止措置を講ずるものとする。
 - (2) 排出された物質の特性に応じた保護具を装着させる等防除作業に従事する者の安全確保に努めるものとする。

- (3) 海上保安庁は、排出された物質の種類及び性状、影響を及ぼす範囲等に関する情報の把握に努め、入手した情報を関係行政機関、関係地方公共団体等に速やかに提供するものとする。
- (4) 沿岸域において大規模な汚染事件が発生した場合には、関係行政機関、地方公共団体等は、付近住民の生命及び身体を保護するため、必要に応じ、災対法に定めるところに従い、住民の避難等所要の措置を講ずるものとする。

第6節 資機材等に関する情報の提供等

海上保安庁は、第2章第1節の分野別専門家及び排出油等の防除資機材に関する情報を、関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて提供し得る体制を確保する。

経済産業省は、第2章第4節の石油事業者団体等が行う整備事業において、船舶所有者等の関係者等からの要請に応じて排出油等の防除資機材に関する情報の提供及び排出油等の防除資機材等の貸出しを行い得る体制を確保する。

総務省は、通信機器を、関係業界団体の協力を得る等により、必要に応じて又は関係行政機関、地方公共団体等の要請に応じて供給し得る体制を確保する。

第7節 防除作業実施者の健康安全管理

厚生労働省及び環境省は、防除作業が実施される場合には、油等の成分、漂着状況等を踏まえ、防除作業における健康又は安全上の配慮事項について検討し、防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等に対し適切に情報を提供する。

防除作業を実施する関係行政機関、地方公共団体等は、防除作業を実施する者の健康及び安全上の配慮事項について関係者等及

び作業現場への周知を図るなど、健康安全管理のための体制整備に努める。

第8節 野生生物の救護の実施

環境省は、油等汚染事件により野生生物に被害が発生した場合には、排出油等が付着した野生生物の洗浄、排出油等付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等野生生物の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第9節 漁場保全対策等の実施

水産庁は、油等汚染事件により漁場等に汚染が生ずるおそれがある場合、又は生じた場合には、必要に応じて排出油等の回収等の保全、修復対策が円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第10節 海上交通安全の確保及び危険防止措置

油等汚染事件の発生により航路筋が閉そくされる等により現場周辺の海域において船舶交通が混雑し、新たな海難が発生する危険が生じ、あるいは、防除作業の円滑な実施の妨げとなる場合には、海上保安庁は、必要に応じ、海防法等に基づき、船舶の退去、航行制限等の措置を講ずる。

第11節 広報等

船舶交通の安全の確保、付近住民の安全確保、防除作業の円滑な実施等を図るため、関係行政機関、地方公共団体等は、それぞれ必要に応じ、他の関係行政機関、地方公共団体等と連絡調整を図り、迅速かつ的確な広報を行うものとする。

油等汚染事件が発生した場合には、同様の事件の発生の防止及び一般的な油等汚染事件発生時の対応に関する知識の充実に資す

るため、関係行政機関、地方公共団体等は、当該事件の原因、汚染の状況、講じた対策等についての状況を記録する。

第12節 事後の監視等の実施

関係行政機関、地方公共団体等は、前節までに定める措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携の下、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に、油等汚染事件による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、関係行政機関、地方公共団体等は、この結果を踏まえ、必要に応じて補完的な対策を実施する。

第4章 関係行政機関等の相互の連携等

第1節 国家的な連携

関係行政機関は、所掌事務及び関係法令に基づき、油等汚染事件への準備及び対応のため必要な施策の総合的な企画及び推進、関係法令の整備、調査研究の推進等を積極的に実施する。この場合において、関係行政機関は、関係省庁連絡会議等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。

また、石油業界、海運業界、鉱山業界、化学業界その他の関係業界団体は、その能力を活用し、油等汚染事件への準備及び対応に関し、積極的に取り組むことが期待され、国は、これら関係者を積極的に支援するとともに、これら関係者との連携の確保に努める。さらに、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第2節 地域的な連携

関係地方行政機関等は、所掌事務及び関係法令に基づき、第1節の国家的な連携の下に推進される施策と密接な連携の下に、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を推進する。

また、地方公共団体等、民間事業者その他の関係者は、関係法令に基づく責務に応じ、又は自発的に、その能力を活用し、地域の実情に応じた具体的な準備及び対応の施策を積極的に推進することが期待される。

この場合において、関係者は、排出油等の防除に関する協議会等を活用し、相互に密接な連携を確保するよう努める。また、必要に応じ、専門的な知見に基づく助言等を活用するため、排出油等の防除の実施、海洋環境の保全等に関する専門家との連携を図る。

第5章 その他の事項

第1節 調査研究、技術開発の推進

関係行政機関は、油等汚染事件の防止並びに当該事件による排出油等の防除及び海洋環境への影響の防止に関する調査研究、技術開発を、必要に応じ、民間との連携を図りながら推進する。

第2節 計画の見直し

国は、この計画の見直しについて随時検討し、必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議設置要綱

平成 7 年 5 月 8 日

関係省庁申合せ

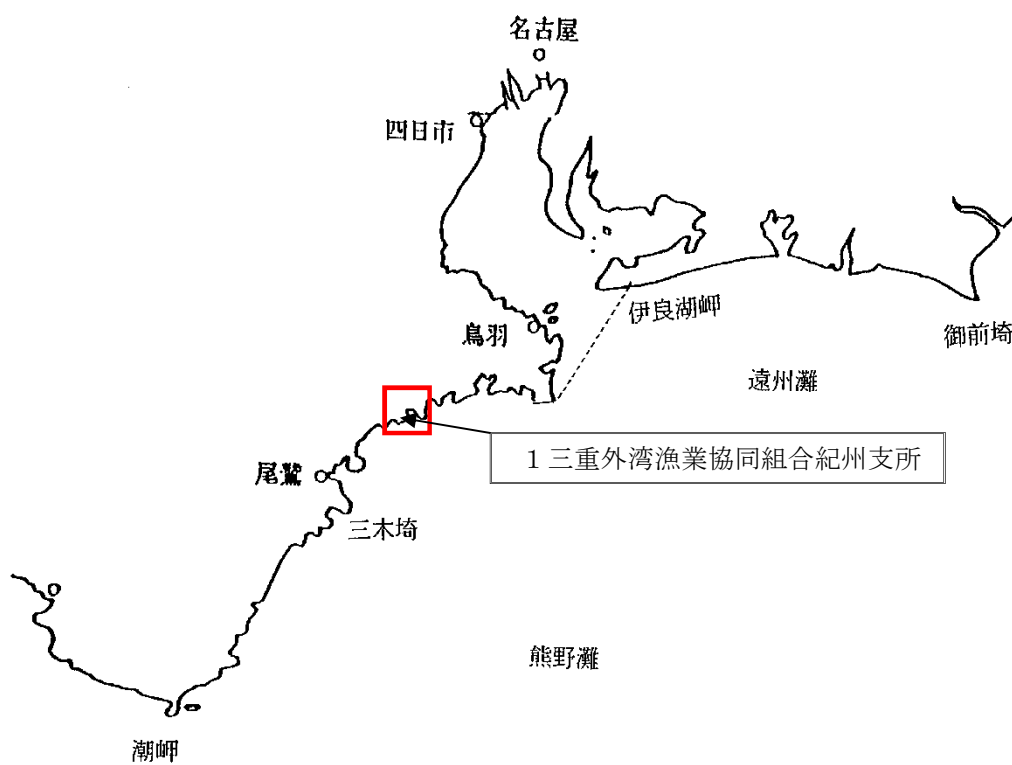
(最終改正平成27年12月15日)

1. 「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年1月8日閣議決定。以下「国家的緊急時計画」という。)及び災害対策基本法(昭和36年法律第233号)に基づく防災基本計画を踏まえ、関係省庁相互の密接な連携と協力の下に、油等汚染事件への準備及び対応を迅速かつ効果的に実施するため、「油等汚染事件に対する準備及び対応に関する関係省庁連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議は、別記の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を連絡会議に参加させることができる。
3. 連絡会議の事務局は、関係省庁の協力の下、海上保安庁が担当するものとする。ただし、石油コンビナート等特別防災区域から油等汚染事件が発生した場合は、消防庁が担当するものとする。
4. 連絡会議開催の発議については、構成員は事務局と緊密な連絡をとって行うものとする。
5. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、連絡会議において定める。
6. 連絡会議においては、油等汚染事件への準備及び対応に関し必要な連絡、調整等を行うものとする。特に、大規模な油等汚染事件発生時には、事件及び被害の第1次情報に対するの確認及び共有化、応急対策の調整等を行うものとする。また、国家的緊急時計画の見直し作業についても行うものとする。

別記

内閣官房	内閣参事官
内閣府	政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対応担当）
警察庁	生活安全局地域課長
総務省	大臣官房総務課長
消防庁	予防課特殊災害室長
法務省	入国管理局入国在留課長
外務省	国際協力局地球規模課題総括課専門機関室長
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課長 研究開発局海洋地球課長
厚生労働省	労働基準局安全衛生部計画課長
水産庁	増殖推進部漁場資源課長
経済産業省	産業技術環境局環境指導室長 製造産業局化学課長 商務情報政策局鉱山・火薬類監理官
資源エネルギー庁	資源・燃料部石油精製備蓄課長
国土交通省	大臣官房参事官 総合政策局海洋政策課長 水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室長 海事局安全政策課危機管理室長 港湾局総務課危機管理室長 港湾局海洋・環境課長
気象庁	総務部企画課長
海上保安庁	警備救難部環境防災課長 海洋情報部環境調査課長 海洋情報部海洋情報課長
環境省	水・大気環境局水環境課海洋環境室長
防衛省	大臣官房文書課環境対策室長 統合幕僚監部参事官

資料2 油等保管施設位置図（油）



資料3 狭水道通航船舶状況表

布施田水道(平成10年度調査)

① ルート別・船種別・大きさ別隻数(2日間)

(1/2)

船種	貨物船							タンカー							旅客船(カーフェリー、水中翼船、エアクション船を除く)							漁船							
	100トン未満	100トント満	500トント満	1千トント満	3千トント満	1万トント満	2万トント満以上	100トン未満	100トント満	500トント満	1千トント満	3千トント満	1万トント満	2万トント満以上	100トン未満	100トント満	500トント満	1千トント満	3千トント満	1万トント満	2万トント満以上	100トン未満	100トント満	500トント満以上	小計				
東航船	0	15	0	0	0	0	0	15	0	6	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	0	0	38
西航船	0	25	0	0	0	0	0	25	1	10	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32	0	0	32
南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	40	0	0	0	0	0	40	1	16	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	70	0	0	70
東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	0	40
北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	45
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85	0	0	85
総計	0	40	0	0	0	0	0	40	1	16	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	155	0	0	155

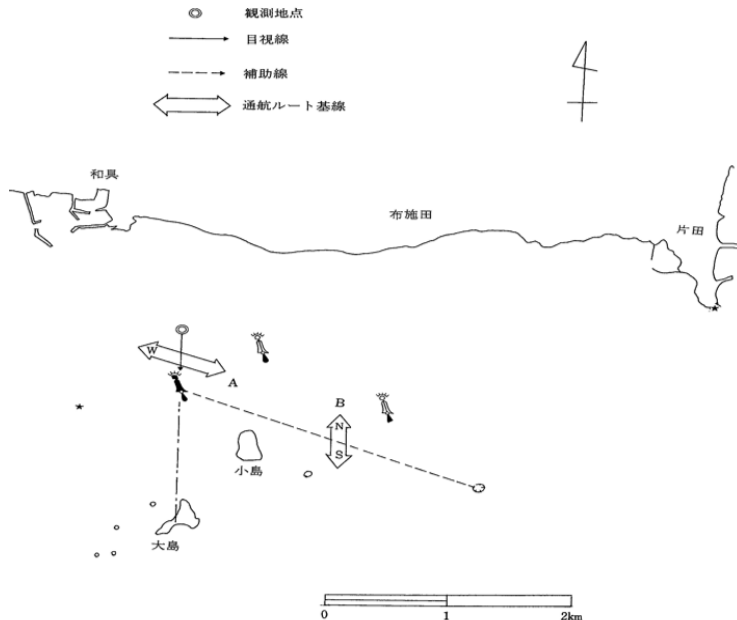
(2/2)

船種	カーフェリー							えい航船				押航船				その他(巡視船、自衛艦、独航、えい・押航船をいう。)							合計				
	100トン未満	100トント満	500トント満	1千トント満	3千トント満	1万トント満	2万トント満以上	100m未満	100mトント満	200mトント満	300mトント満以上	小計	50m未満	50mトント満	100mトント満	150mトント満以上	小計	100トン未満	100トント満	500トント満	1千トント満	3千トント満		1万トント満	2万トント満以上	小計	
東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	60
西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	70
南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	130
東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	85
総計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	215

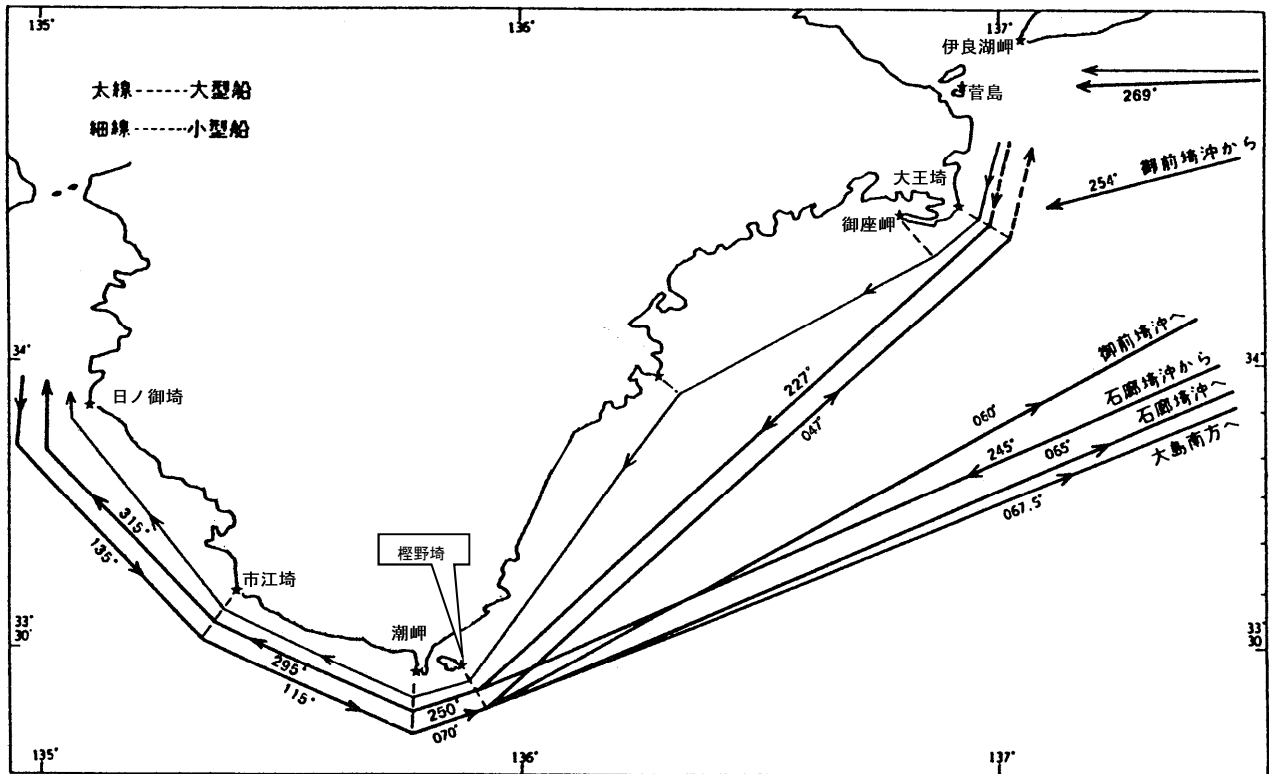
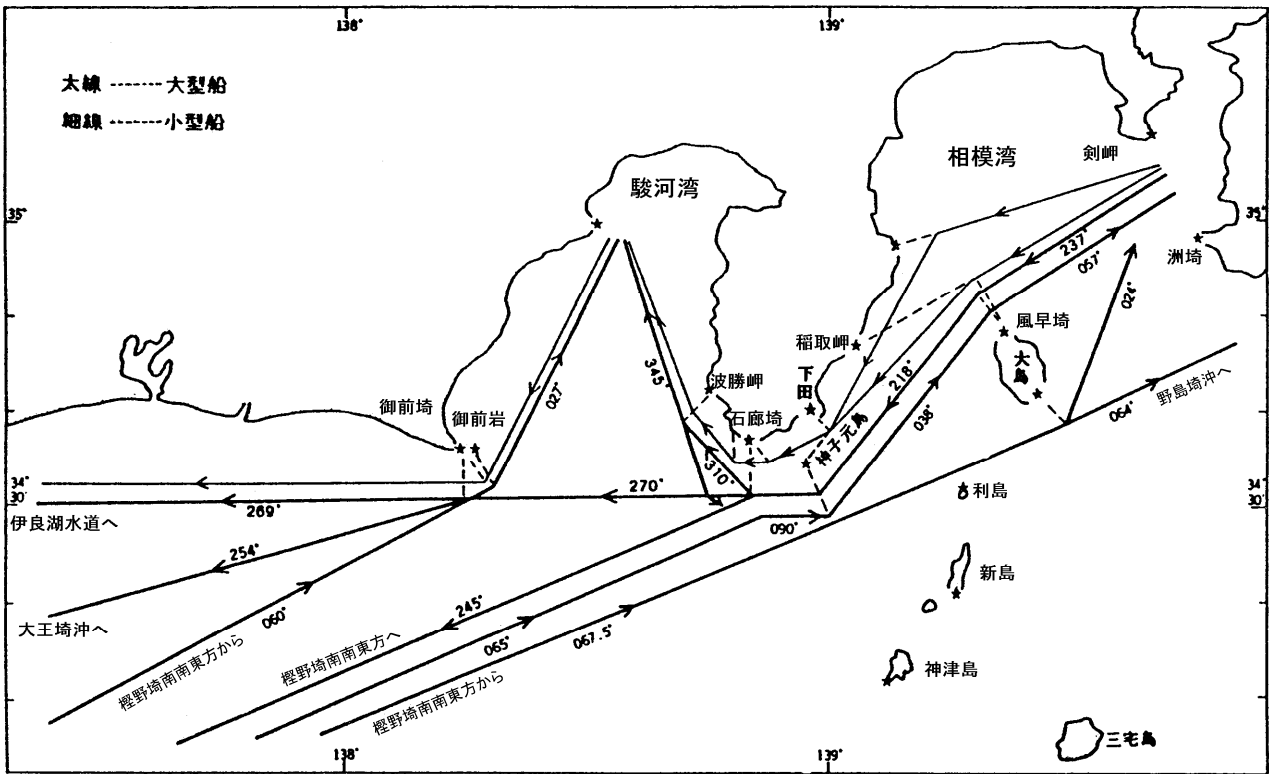
② ルート別・時刻隻数(2日間)

時刻	時刻																								小計
	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
東航船	0	0	1	2	12	4	4	5	2	3	5	2	2	2	4	1	4	3	1	1	0	0	0	2	60
西航船	0	2	0	0	5	3	3	2	1	3	2	2	4	5	13	1	9	2	4	4	1	1	2	1	70
南航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	2	1	2	17	7	7	7	3	6	7	4	6	7	17	2	13	5	5	5	1	1	2	3	130
東航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西航船	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南航船	0	0	0	0	7	4	4	1	1	9	1	0	0	12	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	40
北航船	0	1	0	0	0	0	1	3	0	2	2	30	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	45
小計	0	1	0	0	7	4	5	4	1	11	3	30	1	14	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	85
総計	0	3	1	2	24	11	12	11	4	17	10	34	7	21	17	2	15	7	5	5	1	1	2	3	215

③ 通航ルート基線(2日間)



資料4 タンカー及び貨物船の航跡図

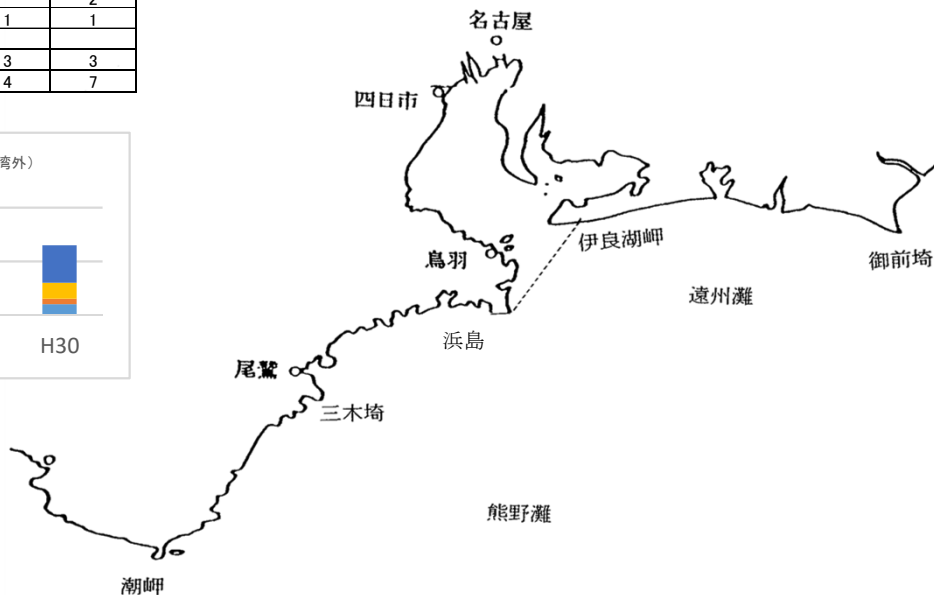
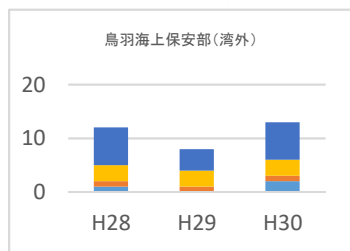


資料5 要救助海難発生状況表

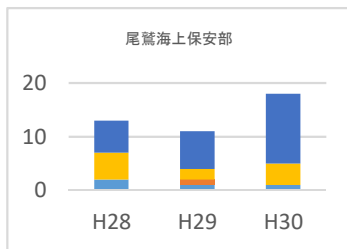
用途	海難の種類 年	衝突	単独衝突	乗揚	転覆	浸水	火災	爆発	運航不能	その他	計
貨物船	28								3		3
	29					2					2
	30	2				1			2		5
タンカー	28					1					1
	29			1					1		2
	30								1		1
旅客船	28										0
	29										0
	30	1							1		2
漁船	28	2		1	1				6		10
	29	1		1			4		4		10
	30	3		2		1	1		7		14
その他	28	2	2	5		2	1		10	1	23
	29		2	2	2				15		21
	30	3		2	8				14	1	28
計	28	4	2	6	1	3	1	0	19	1	37
	29	1	2	4	2	2	4	0	20	0	35
	30	9	0	4	8	2	1	0	25	1	50

資料6 要救助海難発生状況図（東海西部沿岸海域）

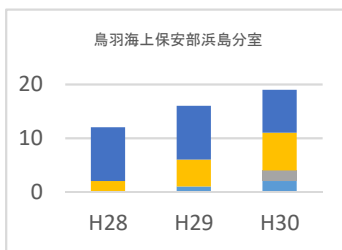
	H28	H29	H30
貨物船	1		2
タンカー	1	1	1
旅客船			1
漁船	3	3	3
その他	7	4	7



	H28	H29	H30
貨物船	2	1	1
タンカー		1	
旅客船			
漁船	5	2	4
その他	6	7	13



	H28	H29	H30
貨物船		1	2
タンカー			
旅客船			2
漁船	2	5	7
その他	10	10	8



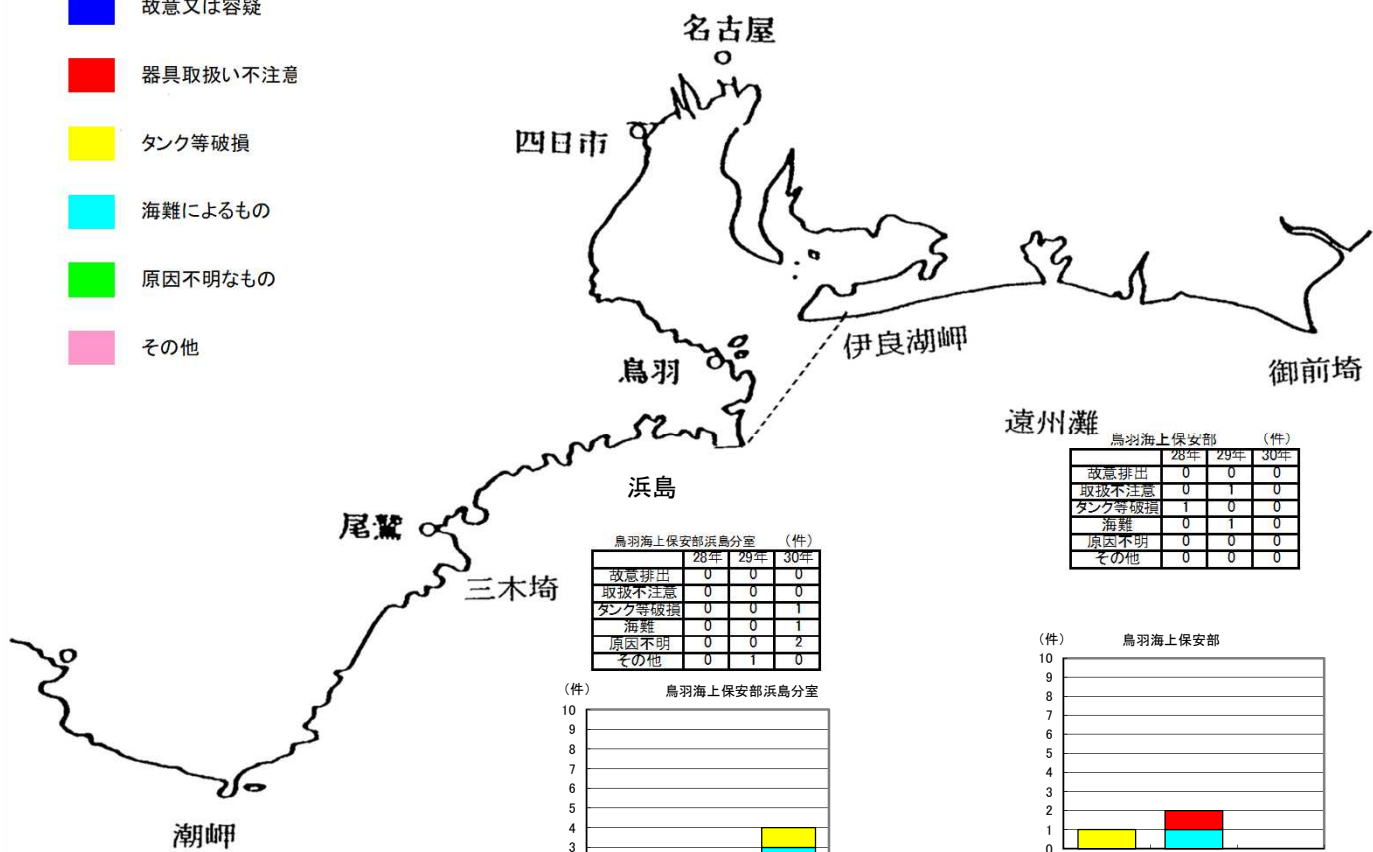
- 貨物船
- タンカー
- 旅客船
- 漁船
- その他

資料7 油等による海洋汚染発生状況表（東海西部沿岸海域）

排出源	原因	故意排出又は容 疑のあるもの	機器取扱い不注意 によるもの	タンク等の破損 によるもの	海難によるもの	原因不明なもの	その他	計
	年							
船舶	28	0	1	2	1	0	0	4
	29	0	1	0	1	0	1	3
	30	0	0	1	1	0	1	3
陸上	28	0	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	1	1
	30	0	0	0	0	0	1	1
不明	28	0	0	0	0	0	0	0
	29	0	0	0	0	0	0	0
	30	0	0	0	0	2	0	2
計	28	0	1	2	1	0	0	4
	29	0	1	0	1	0	2	4
	30	0	0	1	1	2	2	6

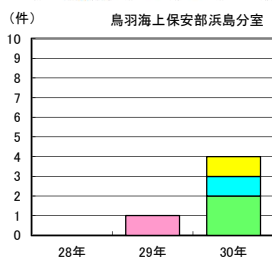
資料8 油等による海洋汚染発生状況図(東海西部沿岸海域)

- 故意又は容疑
- 器具取扱い不注意
- タンク等破損
- 海難によるもの
- 原因不明なもの
- その他



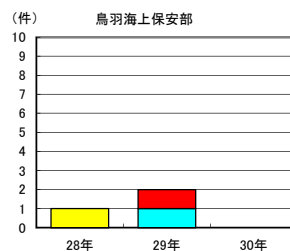
鳥羽海上保安部浜島分室 (件)

	28年	29年	30年
故意排出	0	0	0
取扱不注意	0	0	0
タンク等破損	0	0	1
海難	0	0	1
原因不明	0	0	2
その他	0	1	0



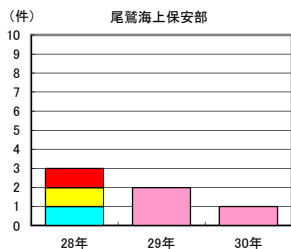
遠州灘 鳥羽海上保安部 (件)

	28年	29年	30年
故意排出	0	0	0
取扱不注意	0	1	0
タンク等破損	1	0	0
海難	0	1	0
原因不明	0	0	0
その他	0	0	0



尾鷲海上保安部 (件)

	28年	29年	30年
故意排出	0	0	0
取扱不注意	1	0	0
タンク等破損	1	0	0
海難	1	0	0
原因不明	0	0	0
その他	0	2	1



資料9 過去の排出油等事故の概要

(1) ケミカルタンカーK丸・N丸衝突海難に伴う有害液体物質排出・火災事故

平成17年7月15日午前4時5分頃、三重県尾鷲市三木浦町所在の三木埼灯台の南南西、約14海里の熊野灘において、ケミカルタンカーK丸（総トン数697トン、粗ベンゼン2,000キロリットル積載）とケミカルタンカーN丸（総トン数499トン、クレオソート1,000キロリットル積載）が濃霧の中、航行中に衝突し両船とも火災が発生、N丸の乗組員は付近航行中の船舶に全員救助されたが、K丸の乗組員は2名が付近航行中の船舶に救助されたものの1名が死亡し、残る5名が船内から遺体となって発見された。

N丸の火災は早期に鎮火したが、K丸については積荷、燃料の一部が海上へ流出し爆発を繰り返しながら炎上を続ける中、消火活動は困難を極めたが、当庁巡視船艇及び船主手配の防災船の消火活動により、事故から62時間後の17日夕方に鎮火した。

鎮火後も、粗ベンゼンの可燃性・有毒性ガスが各所から漏洩し続けたことから、洋上でのサルベージ業者による応急修理作業は不可能であり、台風の接近による沿岸漂着が危惧されたことから船主側手配のタグボートにより沖だし曳航を実施していたところ、23日夕方、潮岬の東南東約59海里の地点で沈没した。

(2) タンカーY丸乗揚げ・油排出事故

平成18年11月27日午後10時38分頃、三重県鳥羽市沖において、航行中のタンカーY丸（総トン数499トン、A重油900キロリットル積載）が航路標識を誤認して岩場に乗り揚げ、貨物油タンク底部に破口が生じてA重油約40キロリットルが流出した。

当庁巡視船艇、船主手配の防災船及び漁船等により、油吸着材の使用、放水攪拌等の防除活動を実施するとともに、折からの強風により拡散消滅した。

Y丸は29日に離礁し、付近の港に曳航されるとともに船内の油抜き取り作業が行われた。

(3) フェリーA号転覆・乗り揚げ海難に伴う排出油事故

平成21年11月13日午前5時6分頃、三重県尾鷲市三木浦町所在の三木埼灯台の南約20海里付近において、フェリーA号（総トン数7,910トン、燃料油517キロリットル積載）は、航行中に左舷後方から大波を受け、荷崩れを起し船体が右舷側へ大きく傾斜した。

船長は、バラスト水を左舷側へ移送するとともに、右舷側から風を受けるように操船し、復原を試みながら陸岸寄りに航行させたが、船体が復原しないため救助要請した。

乗客・乗員は、現場到着した当庁ヘリコプターにより救助されたが、A号は、午前9時50分ころ、海岸近くの浅瀬に乗り揚げた。

乗り揚げ当初より、燃料油の一部が流出し、三重県御浜町から紀宝町にいたる海岸に漂

着した。

流出した油については、当庁、民間サルベージ会社、地元漁船等多数の勢力により防除作業が行われるとともに、同海域に残った船体については翌年 12 月に撤去された。

(4) ケミカルタンカーA号座礁・沈没に伴う油排出事故

平成 29 年 3 月 1 日、山口県から名古屋港向け航行中のケミカルタンカーA号（総トン数 491 トン、燃料：A重油 22 キロリットル、積荷：苛性ソーダ 740 立方メートル搭載）が三重県鳥羽市国崎町の浅瀬において座礁し、その後、サルベージ会社による引き下ろし作業を行い、沖合において浸水箇所に応急修理を行うため曳航中に船体傾斜が激しくなり、三重県鳥羽市国崎町所在鎧埼灯台の南東約 9.6 キロメートル海域（水深約 50 メートル）にて沈没し、A重油及び苛性ソーダが流出した。

当庁巡視艇や船主手配の防災船等により、航走攪拌等の防除作業を実施するとともに、該船船体はサルベージ会社により引き揚げられ撤去された。

資料10 気候表

(1)伊良湖

北緯34度37.7分 東経137度05.6分 標高6.2m

月	海面 平均 気圧	降水量	気温			湿度	風			雲量	天気			
		(mm)	(℃)			(%)	(m/s)				平均	降水日数	雪日数	霧日数
		合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数					
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	///	1981	1997	1997	///
	～2010	～2010	～2010	～2010	～2010	～2010	～2010	～2010	～2010		～2010	～2010	～2010	
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	14	14	0
1月	1018.2	59.3	5.7	9.1	2.6	62	4.8	北北西	9.1	///	5.4	1.5	0.4	///
2月	1017.6	69.4	6.0	9.8	2.6	63	4.5	北西	8.3	///	5.7	2.4	0.7	///
3月	1016.5	120.6	9.0	13.1	5.2	64	4.4	北西	9.0	///	9.4	0.9	1.4	///
4月	1014.8	133.5	14.1	18.5	10.0	68	4.1	北西	7.1	///	9.5	0.0	1.5	///
5月	1012.1	168.8	18.4	22.5	14.8	73	3.5	西北西	4.5	///	10.2	0.0	2.6	///
6月	1009.2	192.0	21.9	25.6	18.9	79	3.0	南	2.6	///	11.2	0.0	1.6	///
7月	1008.8	146.1	25.6	29.4	22.9	81	3.1	南	1.6	///	10.0	0.0	1.4	///
8月	1009.8	155.1	27.0	30.9	24.1	78	3.6	南	2.6	///	7.2	0.0	0.4	///
9月	1012.3	239.7	24.0	27.6	21.2	76	3.3	東南東	3.1	///	10.0	0.0	0.6	///
10月	1016.3	163.2	18.6	22.2	15.4	71	3.6	北北西	4.1	///	9.8	0.0	0.8	///
11月	1018.9	105.2	13.2	16.9	9.7	68	3.6	北北西	5.8	///	6.5	0.0	1.1	///
12月	1019.1	49.7	8.3	11.8	4.8	65	4.4	北北西	8.2	///	5.0	0.7	0.4	///
年	1014.5	1602.6	16.0	19.8	12.7	71	3.8	北西	66.1	///	99.9	5.5	12.2	///

気象庁発行「平年値(統計期間1981～2010年)」による

(2) 御前崎

北緯34度36.2分 東経138度12.7分 標高44.7m

月	海面 平均 気圧	降水量	気温			湿度	風			雲量	天気			
		(mm)	(℃)			(%)	(m/s)				降水日数	雪日数	霧日数	雷日数
		合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数	平均				
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	///	1981	2010	2010	///
	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010		~2010	~2010	~2010	
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	1	1	0
1月	1016.4	85.1	6.7	10.5	3.0	59	6.4	西	19.1	///	6.0	///	///	///
2月	1015.8	102.5	7.1	11.2	3.2	60	6.1	西	17.1	///	6.6	///	///	///
3月	1015.1	171.9	10.1	13.9	6.2	65	5.7	西	15.9	///	10.8	///	///	///
4月	1014.2	193.1	14.6	18.1	11.1	71	5.0	西	10.6	///	9.8	///	///	///
5月	1011.9	202.2	18.3	21.5	15.4	78	4.4	西	7.1	///	10.0	///	///	///
6月	1009.2	262.6	21.3	24.1	19.1	84	4.0	西南西	4.8	///	11.8	///	///	///
7月	1008.9	211.2	24.8	27.6	22.7	86	4.0	西南西	3.5	///	9.6	///	///	///
8月	1010.1	187.1	26.5	29.5	24.2	83	3.8	西南西	2.4	///	7.6	///	///	///
9月	1012.3	242.1	24.1	27.0	21.7	79	4.1	北東	4.3	///	10.9	///	///	///
10月	1015.6	213.2	19.4	22.5	16.4	72	4.5	北東	6.6	///	9.9	///	///	///
11月	1017.8	131.6	14.4	17.9	10.9	68	5.1	西	10.7	///	7.5	///	///	///
12月	1017.4	61.1	9.2	13.0	5.5	62	6.0	西	16.9	///	5.5	///	///	///
年	1013.7	2063.4	16.4	19.7	13.3	72	4.9	西	119.0	///	106.0	///	///	///

気象庁発行「平年値(統計期間1981~2010年)」による

(3)尾鷲

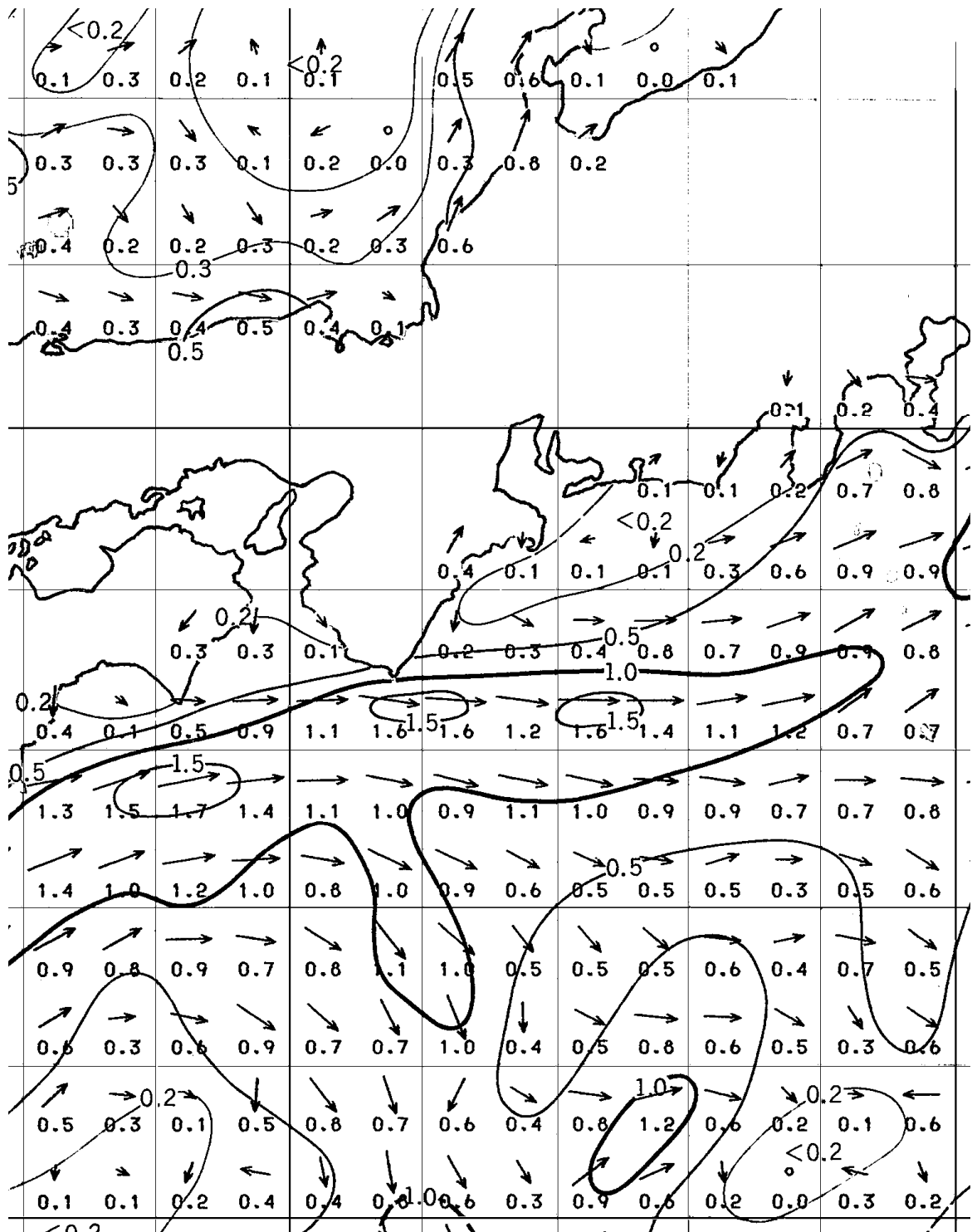
北緯34度04.1分 東経136度11.6分 標高15.3m

月	海面 平均 気圧	降水量	気温			湿度	風			雲量	天気			
		(mm)	(℃)			(%)	(m/s)				平均	降水日数	雪日数	霧日数
		合計	平均	最高	最低	平均	平均	最多風向	強風日数					
統計期間	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1981	1990	1981	///	1981	2007	2007	///
	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010	~2010		~2010	~2010	~2010	
資料年数	30	30	30	30	30	30	30	21	30	0	30	4	4	0
1月	1018.2	100.7	6.3	11.3	1.6	60	2.5	西	1.9	///	6.0	///	///	///
2月	1017.5	118.8	6.9	12.0	2.1	60	2.4	西	1.5	///	6.5	///	///	///
3月	1016.4	253.1	9.9	14.9	4.9	64	2.4	西	1.2	///	10.7	///	///	///
4月	1014.7	289.4	14.6	19.4	9.8	68	2.4	西	0.9	///	10.1	///	///	///
5月	1012.1	371.8	18.4	22.8	14.1	74	2.2	西	0.4	///	11.5	///	///	///
6月	1009.2	405.7	21.7	25.5	18.4	81	2.0	西	0.2	///	14.4	///	///	///
7月	1008.8	397.2	25.4	29.2	22.4	82	2.1	東北東	0.4	///	13.1	///	///	///
8月	1009.8	468.2	26.4	30.4	23.1	80	2.4	西	1.2	///	12.0	///	///	///
9月	1012.3	691.9	23.6	27.7	20.3	79	2.1	西	1.0	///	13.8	///	///	///
10月	1016.2	395.7	18.3	23.0	14.3	75	1.9	西	0.5	///	11.1	///	///	///
11月	1018.8	249.8	13.4	18.5	8.8	70	2.0	西	0.7	///	7.8	///	///	///
12月	1019.0	106.5	8.6	13.9	3.8	64	2.3	西	2.1	///	5.2	///	///	///
年	1014.4	3848.8	16.1	20.7	12.0	71	2.2	西	12.2	///	122.2	///	///	///

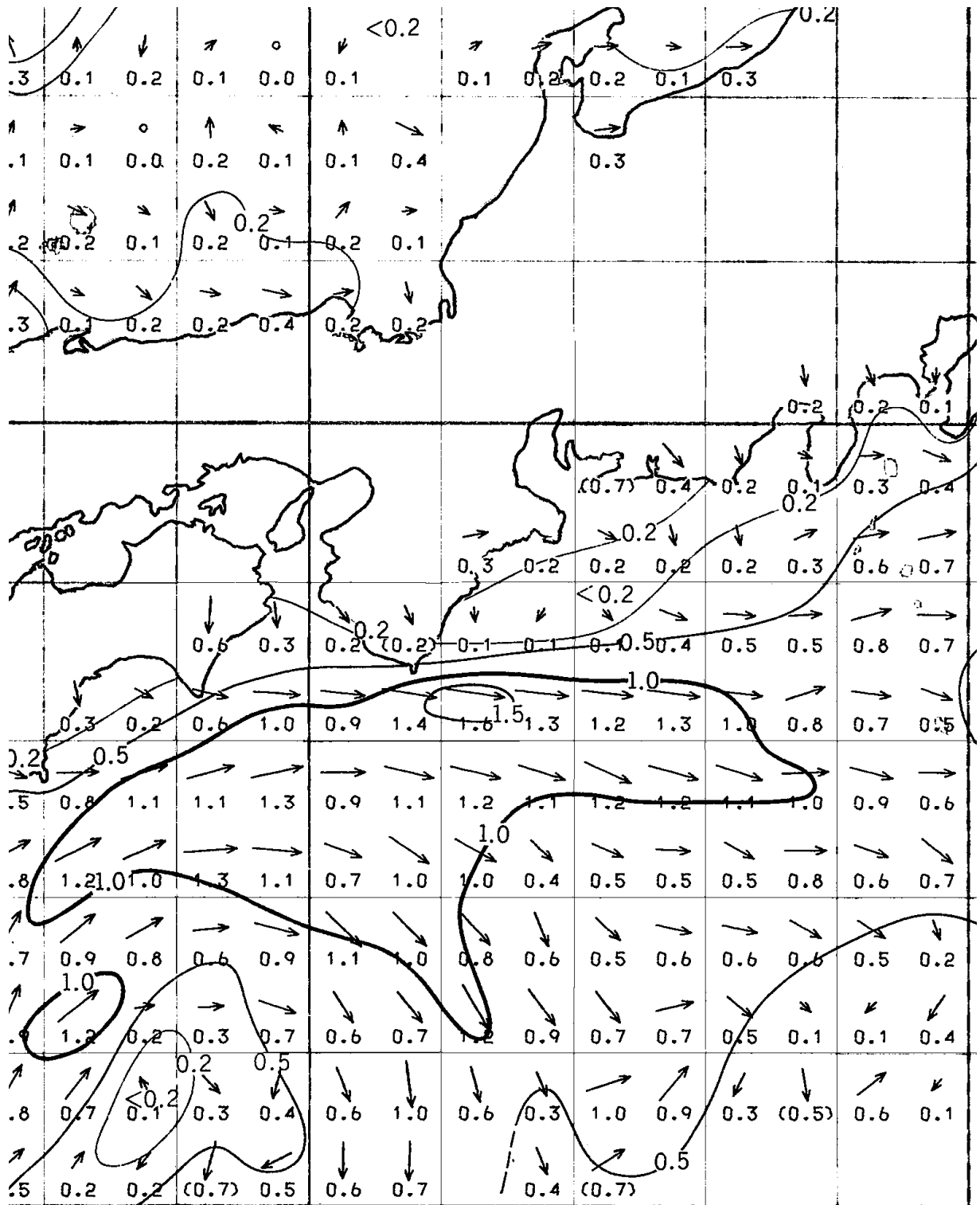
気象庁発行「平年値(統計期間1981~2010年)」による

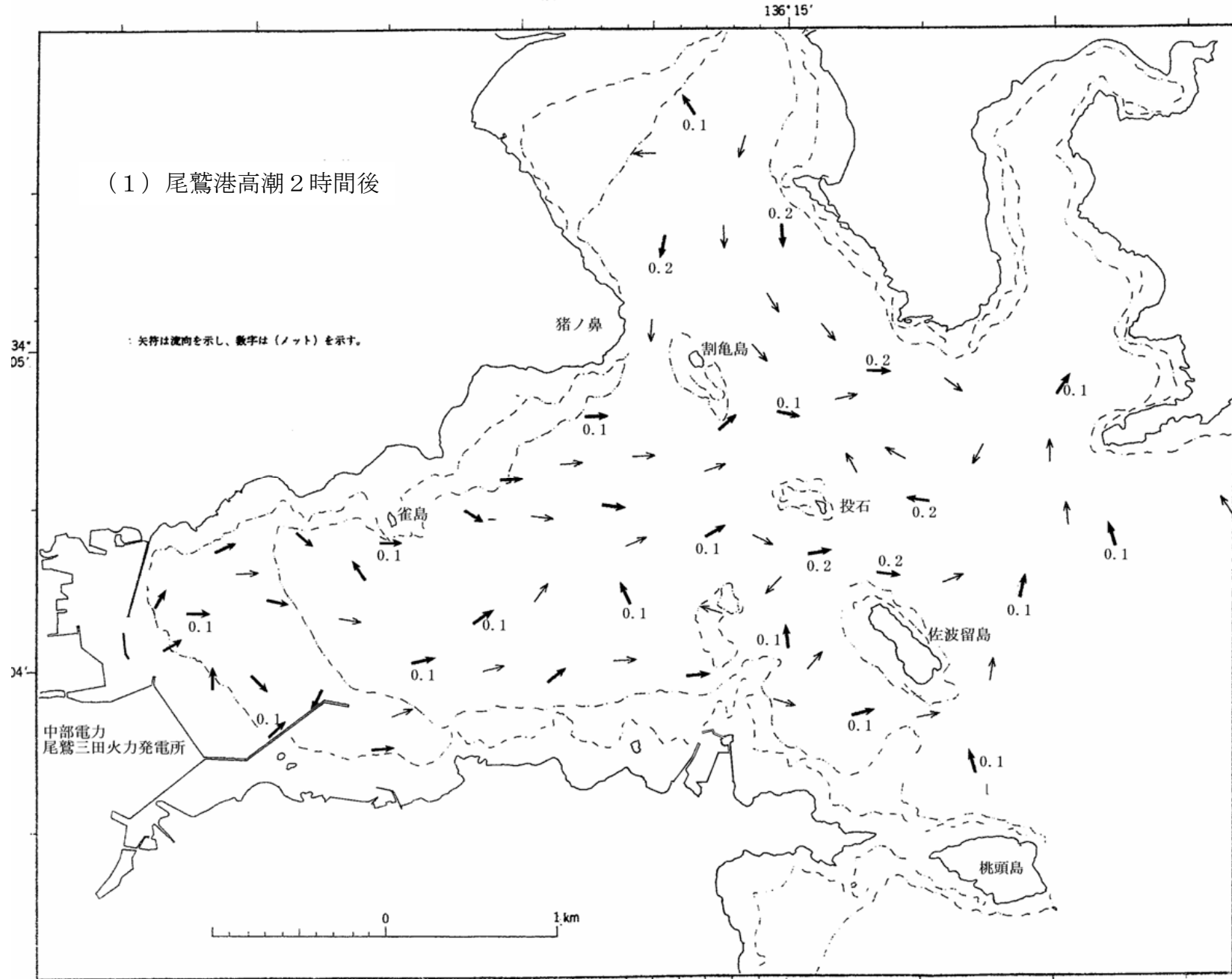
資料 11-1 海流図

(1) ベクトル平均速度 夏



(2) ベクトル平均速度 冬





大潮期の平均流況

136°15'

(2) 尾鷲港低潮2時間後

34°
05'

矢符は流向を示し、数字は(ノット)を示す。

猪ノ鼻

割亀島

投石

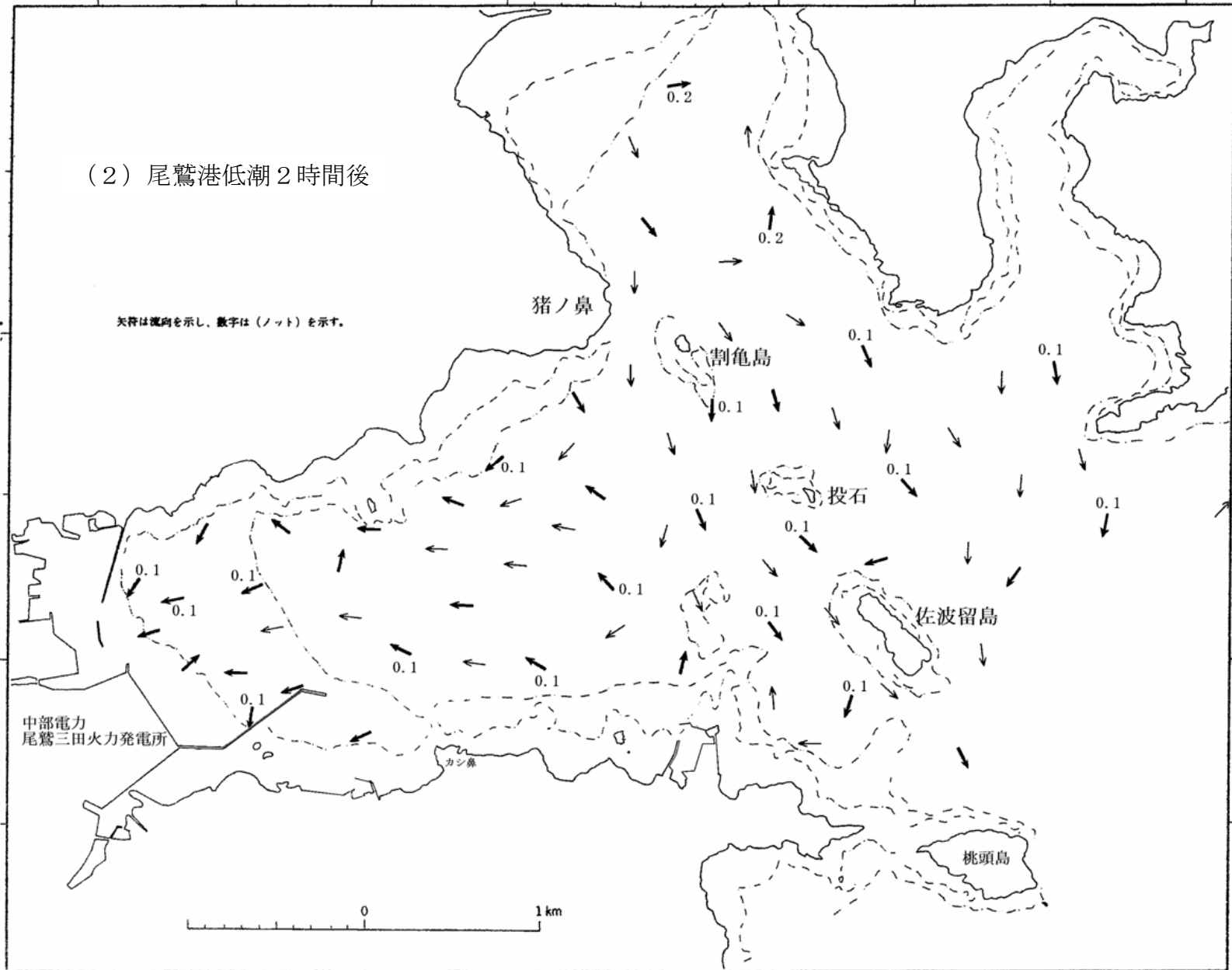
佐波留島

中部電力
尾鷲三田火力発電所

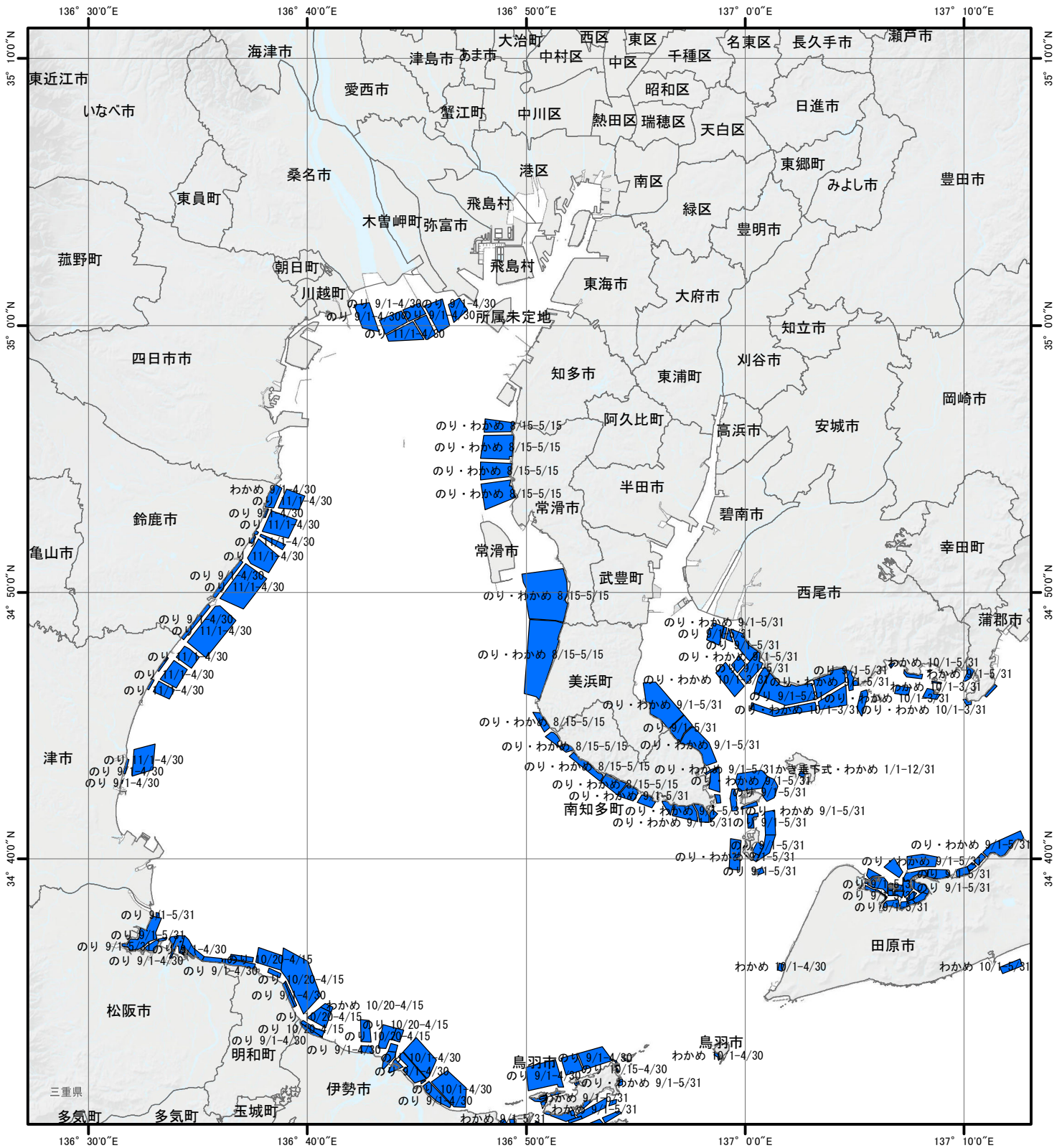
カシノ鼻

桃頭島

0 1 km



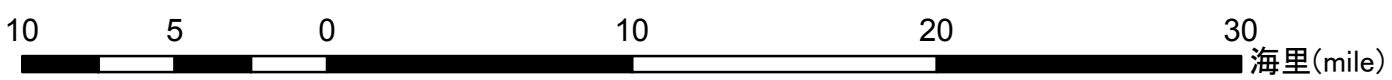
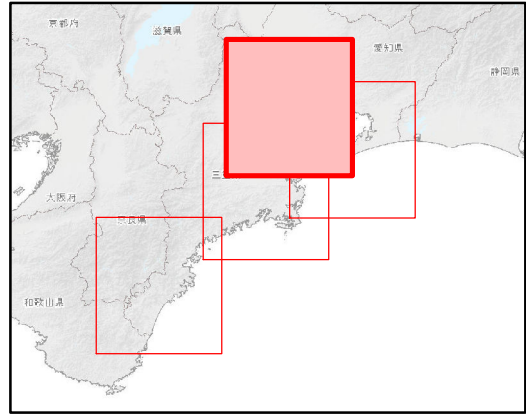
資料 1 2 漁具定置箇所位置図



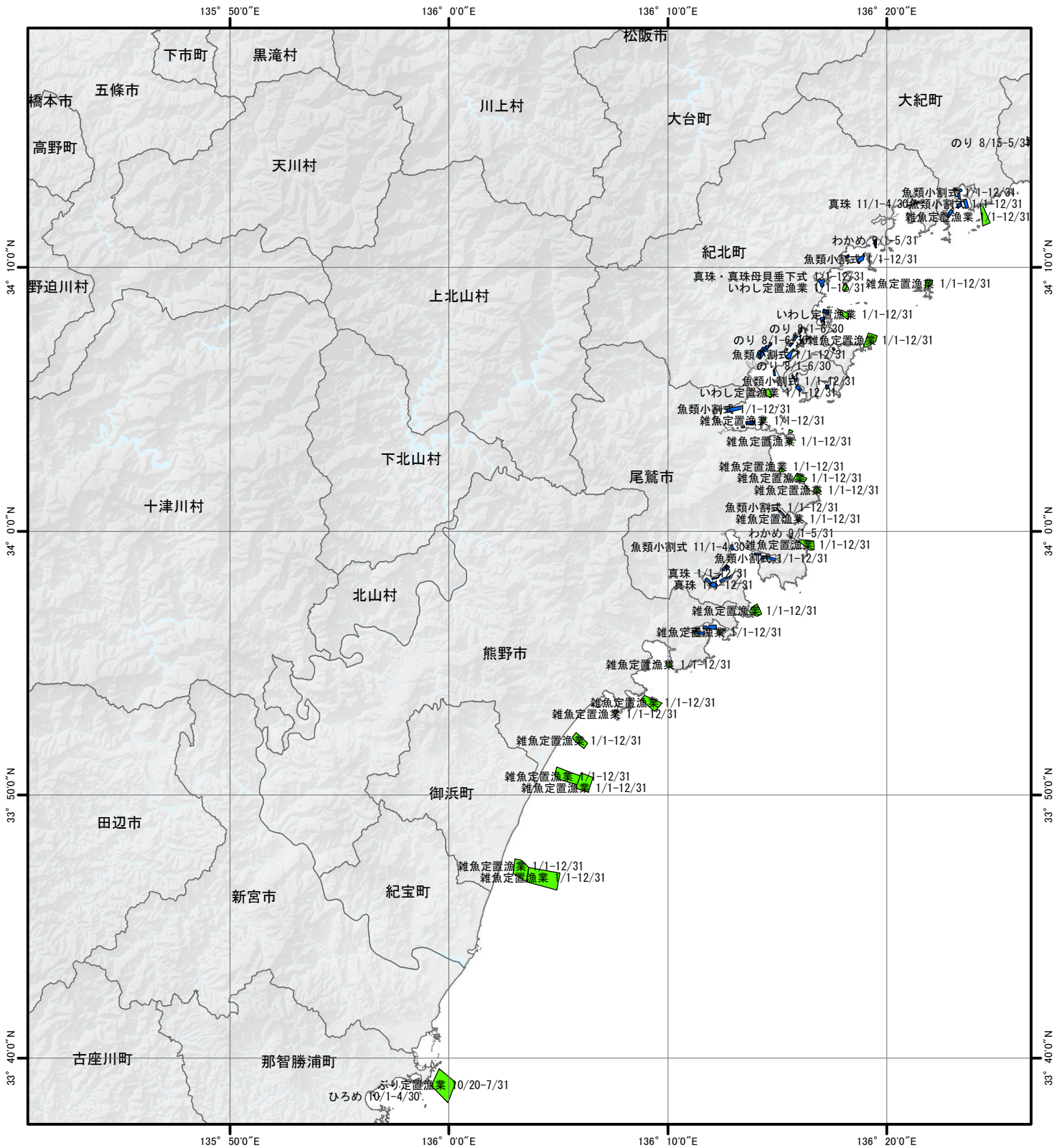
背景図: 海上保安庁、(c)Esri Japan

- 区画漁業
- 定置漁業

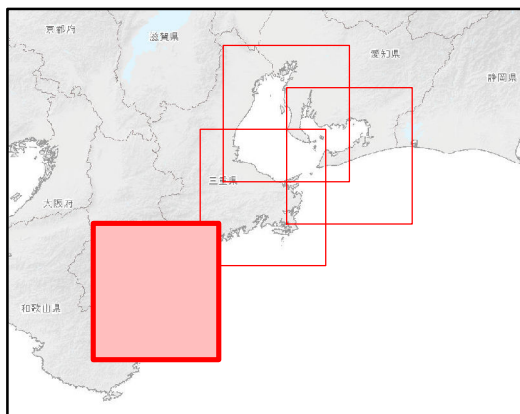
- 1 本図は、平成25年までに得た資料に基づいて区画漁業権、定置漁業権の位置を図示したものである。
- 2 図示した場所、図示した時期に必ず漁具が敷設してあるとは限らない。
- 3 共同漁業権の位置については図示していない。
- 4 本図は海上保安庁が運営する「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)を元に作成した。
「大規模流出油関連情報」
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/>
「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)
<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/>



資料 1 2 漁具定置箇所位置図

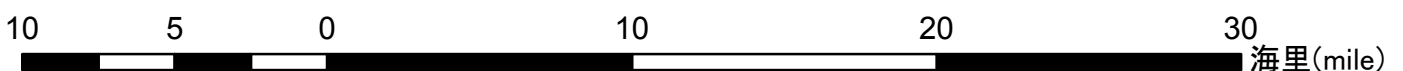


背景図: 海上保安庁、(c)Esri Japan

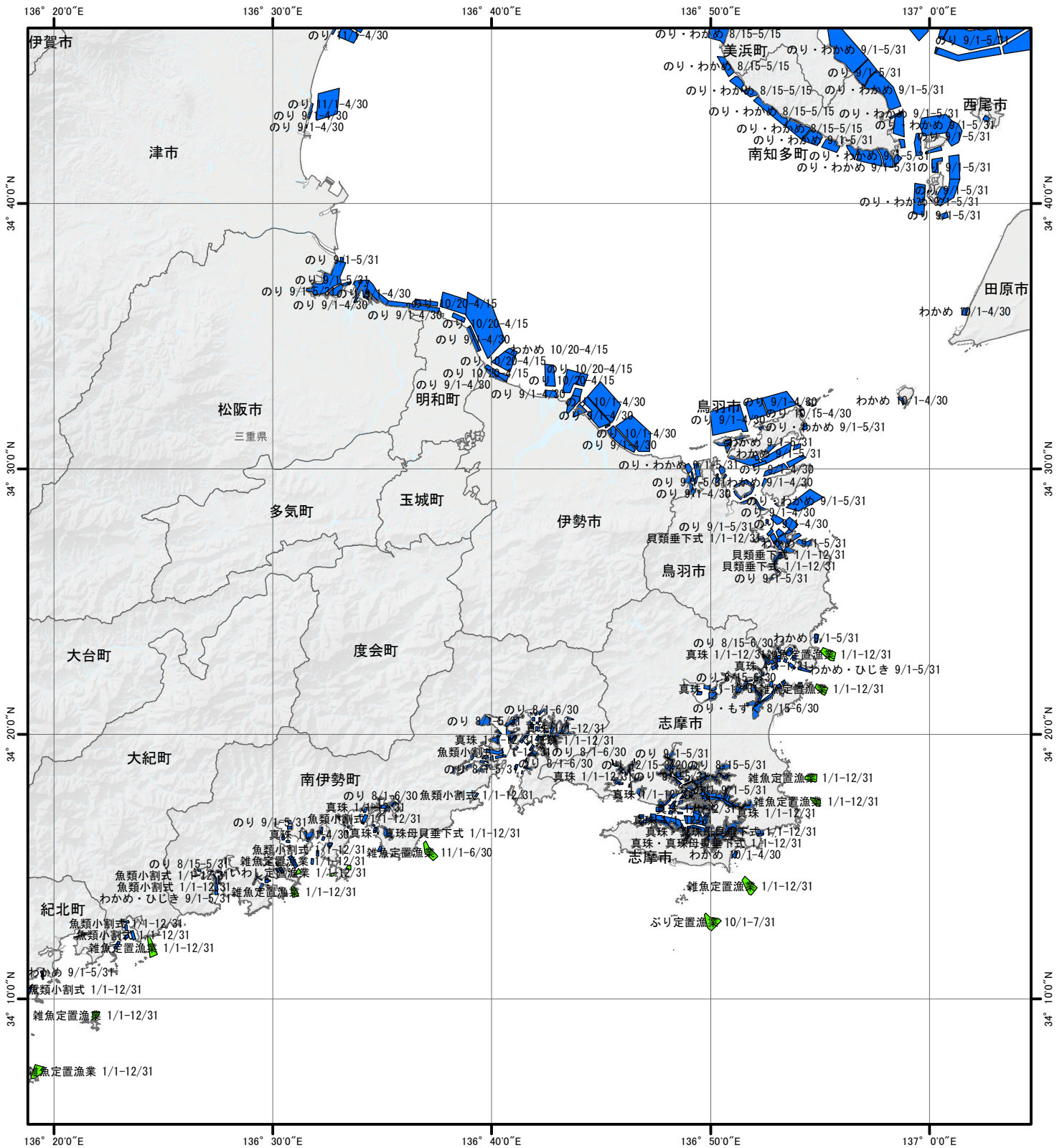


- 区画漁業
- 定置漁業

- 1 本図は、平成25年までに得た資料に基づいて区画漁業権、定置漁業権の位置を図示したものである。
- 2 図示した場所、図示した時期に必ず漁具が敷設してあるとは限らない。
- 3 共同漁業権の位置については図示していない。
- 4 本図は海上保安庁が運営する「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)を元に作成した。
「大規模流出油関連情報」
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/>
「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)
<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/>



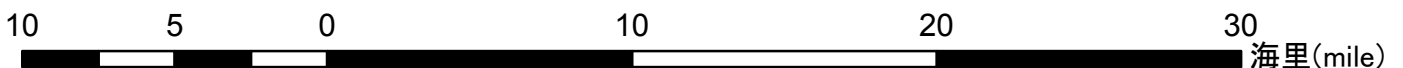
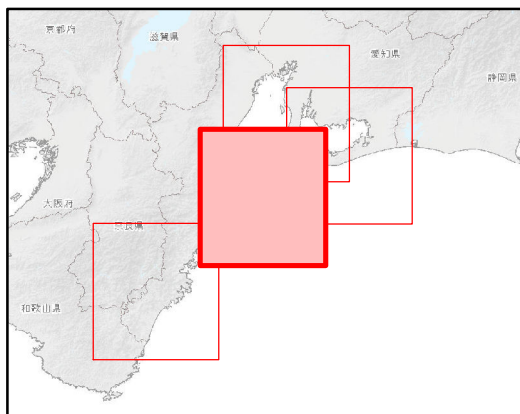
資料 1 2 漁具定置箇所位置図



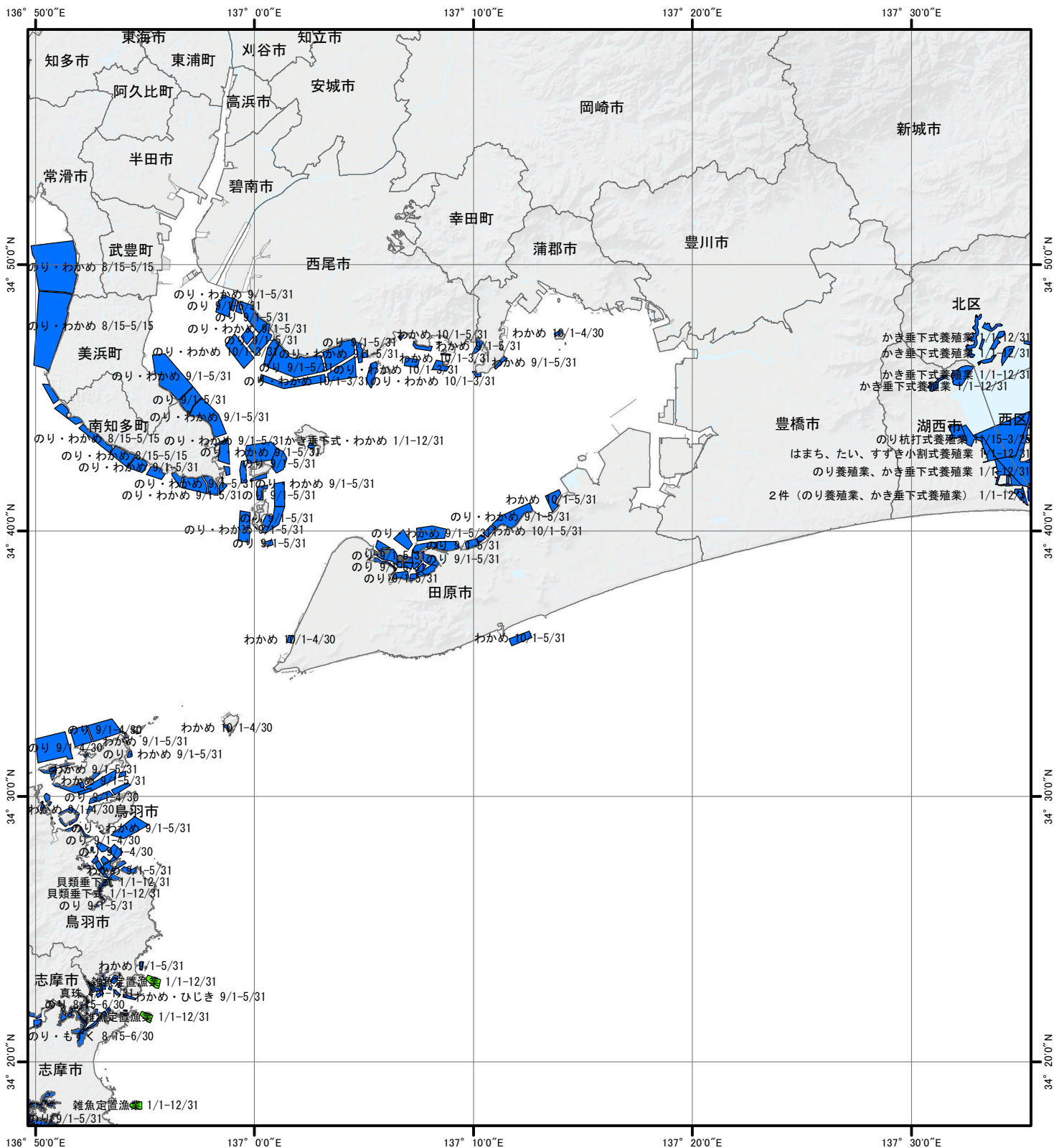
背景図: 海上保安庁、(c)Esri Japan

- 区画漁業
- 定置漁業

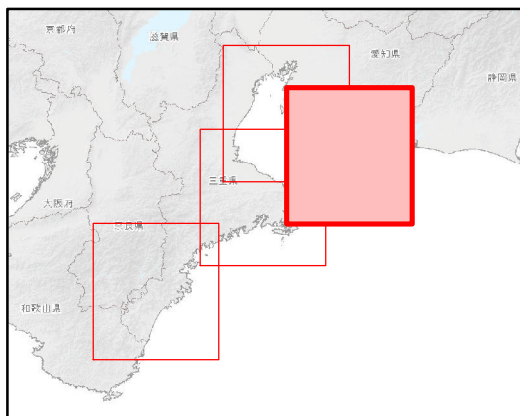
- 1 本図は、平成25年までに得た資料に基づいて区画漁業権、定置漁業権の位置を図示したものである。
- 2 図示した場所、図示した時期に必ず漁具が敷設してあるとは限らない。
- 3 共同漁業権の位置については図示していない。
- 4 本図は海上保安庁が運営する「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)を元に作成した。
「大規模流出油関連情報」
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/>
「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)
<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/>



資料 1 2 漁具定置箇所位置図

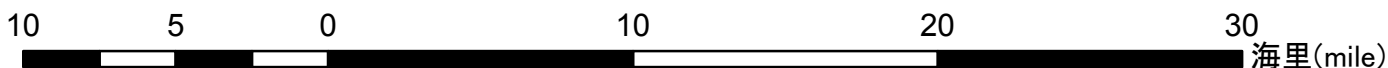


背景図: 海上保安庁、(c)Esri Japan

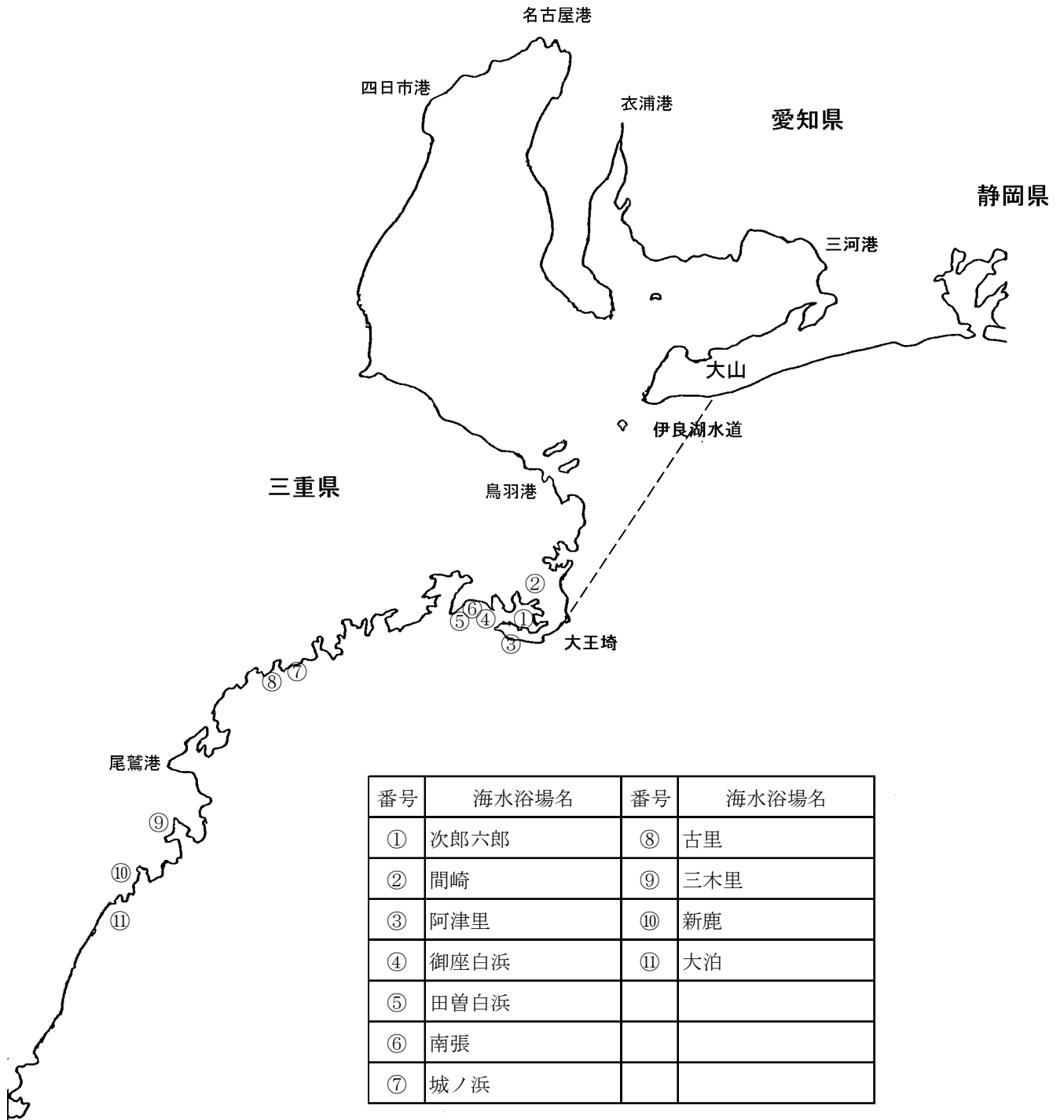


- 区画漁業
- 定置漁業

- 1 本図は、平成25年までに得た資料に基づいて区画漁業権、定置漁業権の位置を図示したものである。
- 2 図示した場所、図示した時期に必ず漁具が敷設してあるとは限らない。
- 3 共同漁業権の位置については図示していない。
- 4 本図は海上保安庁が運営する「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)を元に作成した。
「大規模流出油関連情報」
<http://www2.kaiho.mlit.go.jp/>
「沿岸海域環境保全情報」(CeisNET)
<http://www4.kaiho.mlit.go.jp/CeisNetWebGIS/>



資料 1 3 海域周辺環境図



資料 1 4 - 1 風・海潮流による排出油の移動距離表（想定 1）

パターン	経過時間	風		海 潮 流		合計移動距離 (m)
		6 時間毎の移動距離 (m)	小 計 (m)	6 時間毎の移動距離 (m)	小 計 (m)	
A 風 5 m/s 西 海流0.8ノット 東	6	東 4,320	東 4,320	東 8,890	東 8,890	東 12,329
	12	東 4,320	東 8,640	東 8,890	東 17,780	東 24,658
	18	東 4,320	東 12,960	東 8,890	東 26,670	東 36,987
	24	東 4,320	東 17,280	東 8,890	東 35,560	東 49,316
	30	東 4,320	東 21,600	東 8,890	東 44,450	東 61,646
	36	東 4,320	東 25,920	東 8,890	東 53,340	東 73,975
	42	東 4,320	東 30,240	東 8,890	東 62,230	東 86,304
	48	東 4,320	東 34,560	東 8,890	東 71,120	東 98,633
B 風 5 m/s 東 海流0.8ノット 西	6	西 4,320	西 4,320	西 8,890	西 8,890	西 12,329
	12	西 4,320	西 8,640	西 8,890	西 17,780	西 24,658
	18	西 4,320	西 12,960	西 8,890	西 26,670	西 36,987
	24	西 4,320	西 17,280	西 8,890	西 35,560	西 49,316
	30	西 4,320	西 21,600	西 8,890	西 44,450	西 61,646
	36	西 4,320	西 25,920	西 8,890	西 53,340	西 73,975
	42	西 4,320	西 30,240	西 8,890	西 62,230	西 86,304
	48	西 4,320	西 34,560	西 8,890	西 71,120	西 98,633

資料 1 4 - 2 風・海潮流による排出油の移動距離表 (想定 2)

パターン	経過時間	風		海 潮 流		合計移動距離 (m)
		6 時間毎の移動距離 (m)	小 計 (m)	6 時間毎の移動距離 (m)	小 計 (m)	
A 風 5 m/s 北西 海流1.2ノット 東北	6	南東 4,320	南東 4,320	東 13,334	東 13,334	東南東 16,671
	12	南東 4,320	南東 8,640	東 13,334	東 26,668	東南東 33,342
	18	南東 4,320	南東 12,960	東 13,334	東 40,002	東南東 50,013
	24	南東 4,320	南東 17,280	東 13,334	東 53,336	東南東 66,684
	30	南東 4,320	南東 21,600	東 13,334	東 66,670	東南東 83,355
	36	南東 4,320	南東 25,920	東 13,334	東 80,004	東南東 100,026
	42	南東 4,320	南東 30,240	東 13,334	東 93,338	東南東 116,697
	48	南東 4,320	南東 34,560	東 13,334	東 106,672	東南東 133,368
B 風 5 m/s 南西 海流1.2ノット 東北	6	北東 4,320	北東 4,320	東 13,334	東 13,334	東北東 16,671
	12	北東 4,320	北東 8,640	東 13,334	東 26,668	東北東 33,342
	18	北東 4,320	北東 12,960	東 13,334	東 40,002	東北東 50,013
	24	北東 4,320	北東 17,280	東 13,334	東 53,336	東北東 66,684
	30	北東 4,320	北東 21,600	東 13,334	東 66,670	東北東 83,355
	36	北東 4,320	北東 25,920	東 13,334	東 80,004	東北東 100,026
	42	北東 4,320	北東 30,240	東 13,334	東 93,338	東北東 116,697
	48	北東 4,320	北東 34,560	東 13,334	東 106,672	東北東 133,368

資料15-1-1 海洋汚染想定図（想定1 パターンA）



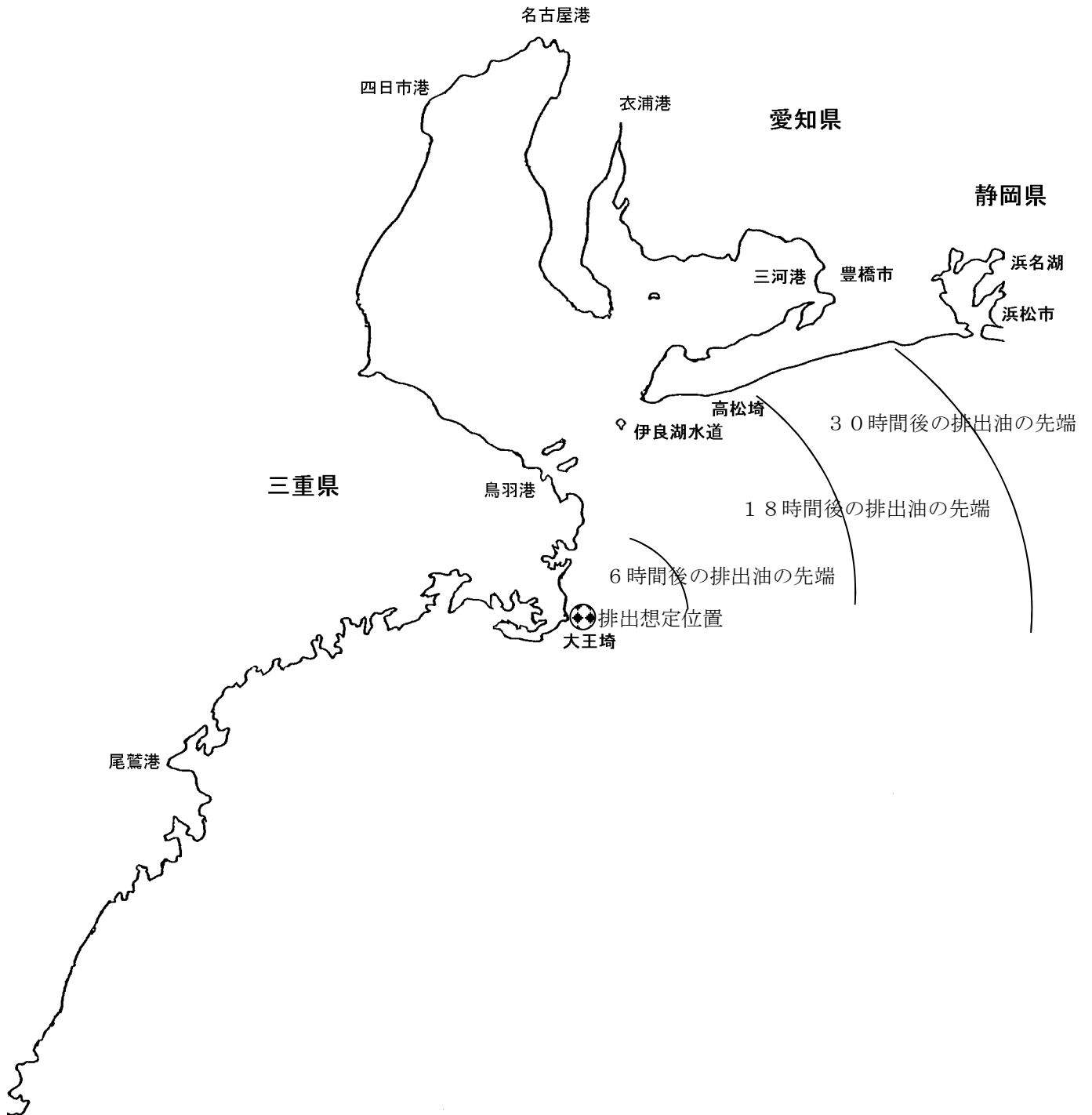
資料15-1-2 海洋汚染想定図（想定1 パターンB）



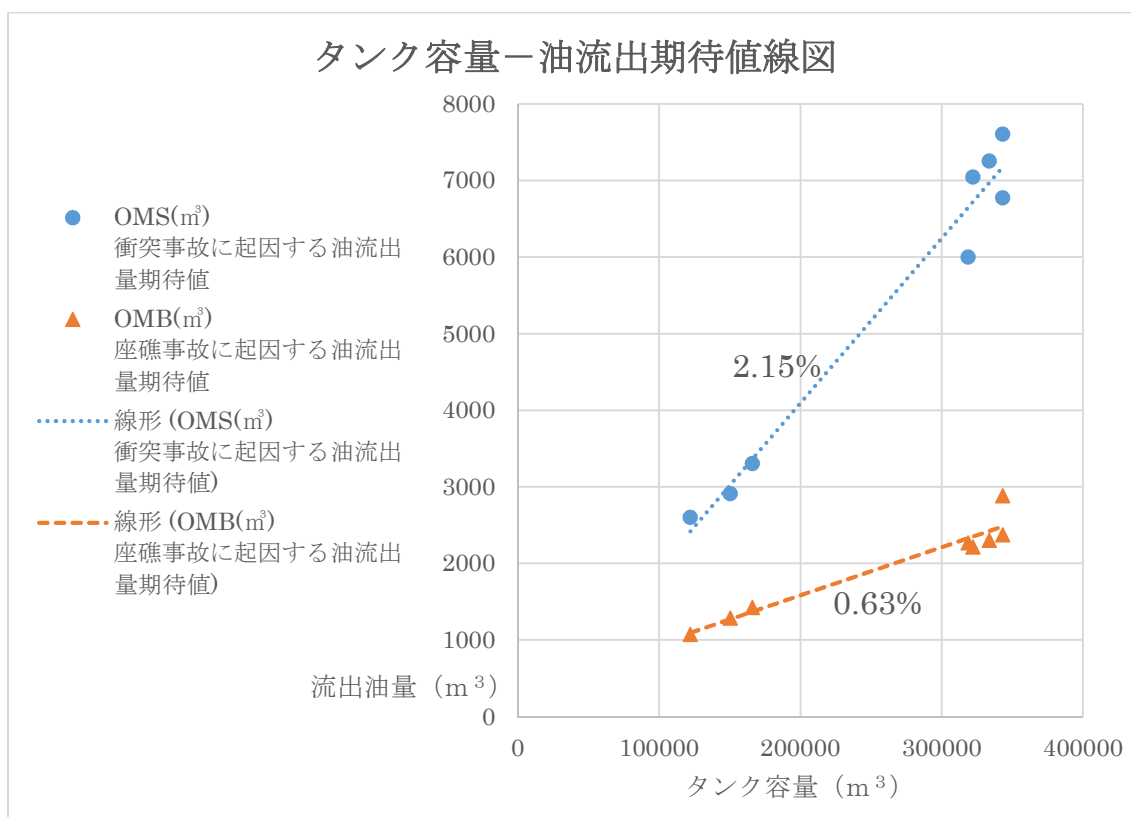
資料15-2-1 海洋汚染想定図（想定2 パターンA）



資料15-2-2 海洋汚染想定図（想定2 パターンB）



資料 1 6 ダブルハルタンカーの「油流出期待値線図」



サンプル船（ダブルハルタンカー）のタンク容量及び油流出量の推定結果

SHIP ID	タンク容量 (m ³)	O _{MS} (m ³) 衝突事故に起因する油流出量期待値	O _{MB} (m ³) 座礁事故に起因する油流出量期待値
V 1	318,700	6,003	2,267
V 3	333,600	7,257	2,300
V 4	343,000	6,773	2,371
V 5	322,000	7,045	2,215
V 8	343,000	7,605	2,883
S 9	166,000	3,303	1,423
A 1 0	122,000	2,602	1,072
S A	150,170	2,913	1,286

資料17 有害液体物質の挙動による分類

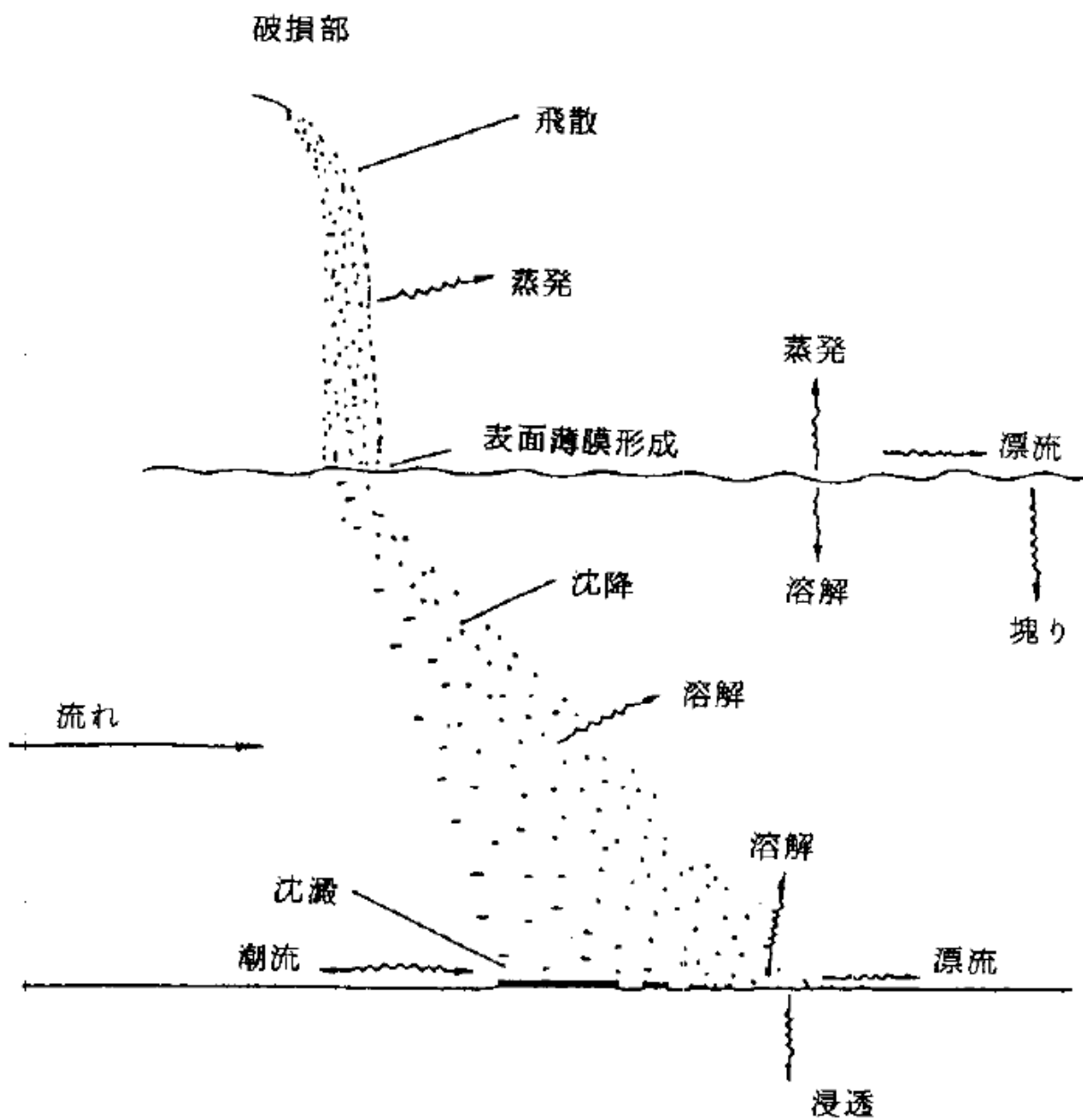
挙動による分類		物質名
蒸発性物質	短時間で大気中に蒸発する物質 (比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg以上の物質)	ベンゼン、メタノール(メチルアルコール)、トルエン、シクロヘキサン、アクリロニトリル、メタクリル酸メチル、エタノール(エチルアルコール)、アセトン、酢酸ビニル、酢酸エチル、メチルエチルケトン、プロパノール(プロピルアルコール)、ヘキサン、アクリル酸メチル、ジメチルアミン
海面浮遊性物質	長時間にわたって海上に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より軽く、かつ、蒸気圧が20mmHg未満のもの)	キシレン、スチレン、プロピルベンゼン、オクタノール(オクチルアルコール)、オクテン、ジイソプロピルベンゼン、アルキルベンゼン、フタル酸ジオクチル、アクリル酸2エチルヘキシル、ノナノール(ノニアルアルコール)、プロピレン四量体、アクリル酸エチル、アルファメチルスルホン酸、ヘプタン、ブチルアルデヒド、メタクリル酸ブチル、エチルベンゼン、ジイソブチレン、ウンデカノール(ウンデシアルコール)、パーム油脂肪酸(ヤシ油脂肪酸)、ジペンテン、塩化アリル、イソホロン
海中漂流性物質	長時間にわたって海中に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水と同じもの)	1,3-シクロペンタジエン二量体
沈降性物質	長時間にわたって海底に滞留する物質 (不溶性物質であって、比重が海水より重いもの)	ジクロロエタン(1,3-ジクロロエタン)、ジフェニルメタンジイソシアネート、エピクロロヒドリン、クロロホルム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、オルトクロロニトロベンゼン
溶解性物質	短時間で海水中へ溶解する物質 (蒸発性物質に該当しない可溶性物質)	ブタノール(ブチルアルコール)、酢酸、フェノール、水酸化カリウム溶液、エチレングリコール、シクロヘキサノール、アクリル酸、アニリン、酢酸ブチル、ブチレングリコール、メチルブチルケトン、無水酢酸、アセトンシアノヒドリン、ジクロロメタン、ソルビトール溶液、クレゾール、トルエンジイソシアネート、アリルアルコール、ヘキサメチルジアミン溶液、ジメチルホルムアミド、メタクリル酸、ジエチレングリコール、ノネン、ホルムアルデヒド溶液、エチレングリコールモノブチルエーテルアセテート、キシレノール、プロピレングリコールモノメチルエーテルアセテート、トリエタノールアミン、水酸化ナトリウム、ジエタノールアミン、エチレングリコールジアセテート、ジプロピレングリコール、燐酸、エタノールアミン、硫化水素ナトリウム水溶液、酢酸2エトキシエチル、ヘプタノール(ヘプチルアルコール)、ジアセトンアルコール、アルキルベンゼンスルホン酸

資料18 有害液体物質の分類・品目別取扱量(輸送量上位10品目)

平成30年1月～12月輸送実績より
(資料提供:全国内航タンカー海運組合)

順位	物質	X類物質		Y類物質		Z類物質	
		取扱品目	取扱量(t)	取扱品目	取扱量(t)	取扱品目	取扱量(t)
1		コールタール	754,617	キシレン	2,271,429	酢酸	404,848
2		クレオソート(コールタールから得られたもの)	538,518	ベンゼン(濃度10重量%以上の粗製ベンゼンを含む)	1,847,950	ブチルアルコール 《ターシャリーブチルアルコール》	263,940
3		アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3又は4のもの)	34,705	スチレン	1,083,130	アセトン	252,620
4		ジイソプロピルベンゼン	24,115	メチルアルコール	697,985	エチルアルコール	250,662
5		ブテンオリゴマー	18,747	トルエン	373,940	酢酸エチル	151,401
6		アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3又は4のもの及びその混合物に限る)	15,434	エチレングリコール	327,134	メチルエチルケトン	137,734
7		イソアルカン(炭素数が10以上のもの及びその混合物に限る。)	11,262	アクリロニトリル	324,841	イソプロピルアルコール	121,481
8		オレフィン(炭素数が5から7まで又は13以上のもの及びその混合物に限る。)	10,608	アクリル酸	280,551	ブチルアルコール(ブタノール)	107,978
9		ドデセン	9,302	シクロヘキサン	236,882	プロピレングリコールモノアルキルエーテル	42,719
10		アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物)	8,311	メタクリル酸メチル	206,662	メチルイソブチルケトン	37,370

資料 1 9 流出後の物質の分散経路



(4) オイルフェンス展張船

令和2年2月1日現在

担当 部署	船名	機関名	総トン数又は 大きさ (全長×型幅 型深(m))	自航 能力	速力 (ノット)	航行 区域	保有資機材							展張 速度 (m/分)	巻揚 装置	備付 義務	備考
							オイルフェンス			油処理剤 (L)	油吸着材 (Kg)	油ゲル化 剤 (Kg、L)					
							名称	型	長さ (m)								

◆オイルフェンス A : A型、B : B型、C : C型、D : D型、F : フェンス型
 ◆油吸着材 M : マット型、R : ロール型、F : 万国旗型、O : その他

◆油処理剤 G : 通常型、D : 高粘度対応型、S : 自己攪拌型
 ◆油ゲル化剤 P : 粉末(Kg)、L : 液体(ℓ)

(5) オイルフェンス、油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤等

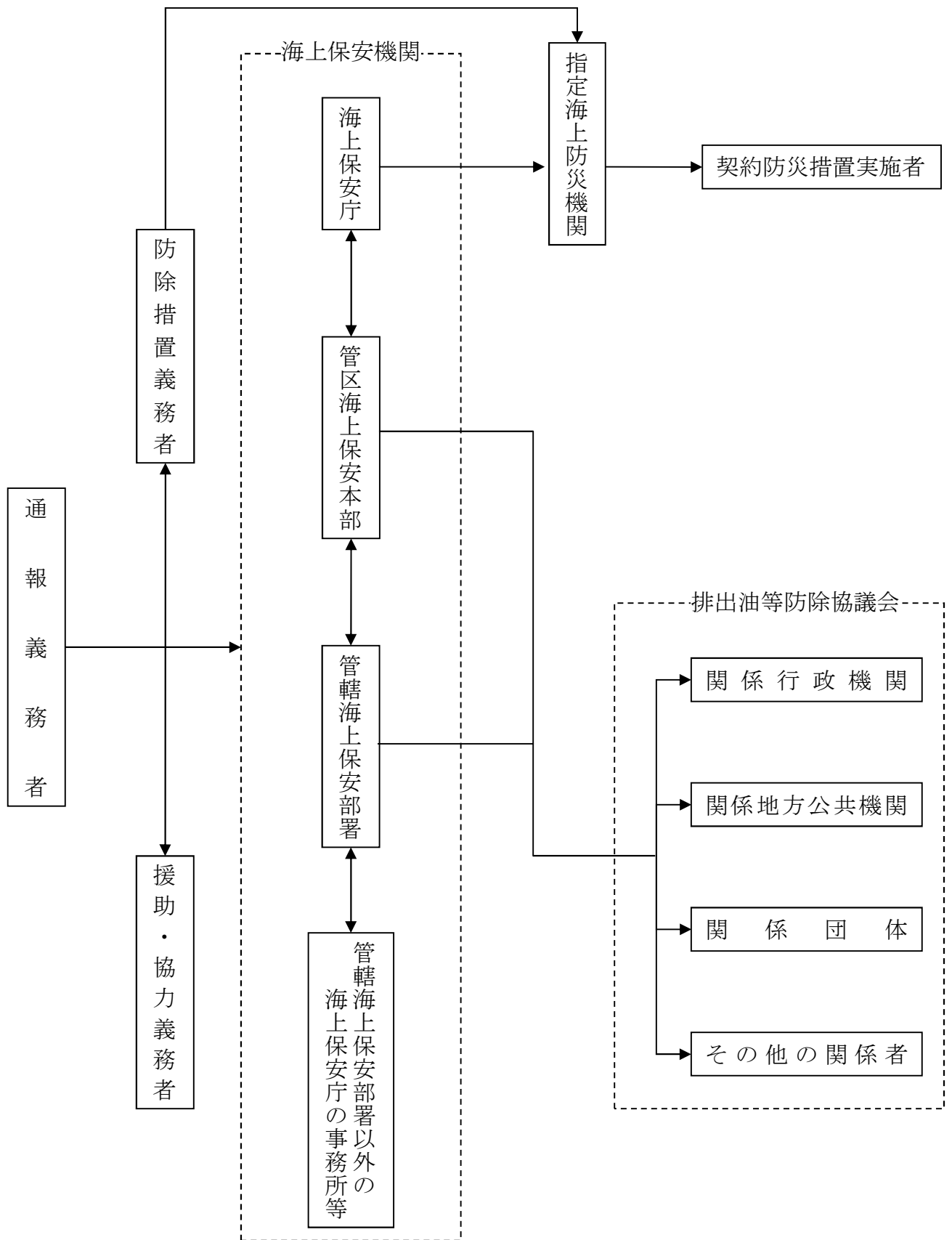
令和2年2月1日現在

担当部署	機関名	オイルフェンス			薬剤その他の資材						オイルスネア (袋)	備考	
					油処理剤		油吸着材		油ゲル化剤				備付義務
		型	長さ (m)	備付義務	型	量 (L)	型	量 (Kg)	形状	量 (Kg,L)			
尾鷲	海上保安庁				G	288	M	90			無	16	
尾鷲	海上保安庁				D	1,080	F	135			無		
尾鷲	海上保安庁				S	846	O	150			無		
尾鷲	伊藤石油㈱	A	40	無	G	90	M	17			無		
尾鷲	三重県尾鷲建設事務所	A	580	無			M	565.5			無		
尾鷲	紀北町						M	125			無		
尾鷲	三重外湾漁業協同組合紀州支所	B	200	有			M	200			有		
尾鷲	三重外湾漁業協同組合紀州支所海山事業所						M	136			無		
鳥羽	海上保安庁				G	270	R	68			無	2	
鳥羽	海上保安庁						O	52			無		
鳥羽	紀勢広域消防組合消防本部				G	120	M	86			無		
鳥羽	志摩建設事務所		60	無			M	952	P	8	無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	志摩市役所		100	無			F	208			無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	南伊勢町役場	B	600	無	G	720	M	1,309			無		
鳥羽	三重外湾漁業協同組合	A	308	無	G	372	M	943			無		
鳥羽	志摩マリンレジャー(㈱賢島)						M	36			無		
鳥羽	(㈱志摩ヨットハーバー				G	40					無		
鳥羽	伊勢志摩リゾートマネジメント		160	無	G	18	M	120			無		オイルフェンス型式不明
鳥羽	志摩広域消防組合						O	135			無		

◆オイルフェンス A：A型、B：B型、C：C型、D：D型、F：フェンス型
 ◆油吸着材 M：マット型、R：ロール型、F：万国旗型、O：その他

◆油処理剤 G：通常型、D：高粘度対応型、S：自己攪拌型
 ◆油ゲル化剤 P：粉末(Kg)、L：液体(l)

資料 2 1 - 1 連絡系統図



資料 2 1 - 2 関係機関の連絡先

令和2年2月1日現在

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
海上保安機関			
海上保安庁	第四管区海上保安本部	052-661-1611～4	同 左
海上保安庁	名古屋海上保安部	052-661-1615～7	同 左
海上保安庁	四日市海上保安部	059-357-0118	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部	0599-25-0118	同 左
海上保安庁	尾鷲海上保安部	0597-25-0118	同 左
海上保安庁	衣浦海上保安署	0569-22-4999	同 左
海上保安庁	三河海上保安署	0532-34-0118	同 左
海上保安庁	鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300	同 左
海上保安庁	中部空港海上保安航空基地	0569-38-8118	同 左
海上保安庁	名古屋港海上交通センター	052-398-0711	同 左
海上保安庁	伊勢湾海上交通センター	0531-34-2700	同 左
伊勢湾排出油等防除協議会			
関係行政機関	中部運輸局	052-952-8023	同 左
関係行政機関	中部地方整備局	052-209-6328	090-5870-4431 (公用携帯)
関係地方公共団体	愛知県	052-954-6193	052-954-6844
関係地方公共団体	三重県	059-224-2189	059-224-2189
関係地方公共団体	愛知県警察本部	052-951-1611	同 左
関係地方公共団体	三重県警察本部	059-222-0110	同 左
関係団体	全国内航タンカー海運組合東海支部	052-651-7195	059-347-1752
関係団体	伊勢湾三河湾タグ協会 (三洋海事株式会社名古屋支店)	052-652-6721	052-601-5191
関係団体	伊勢湾サルベージ懇話会 (深田サルベージ建設株式会社名古屋支店)	052-661-9416	090-8819-4124 (社用携帯)
関係団体	名古屋海運協会 (日本郵船株式会社名古屋支店)	052-229-1847	080-9367-5545 (社用携帯)
関係団体	公益社団法人伊勢湾海難防止協会	052-651-0522	同 左
関係団体	伊勢三河湾水先区水先人会	052-654-1281	052-651-9111
関係団体	愛知県漁業協同組合連合会	052-971-3501	同 左
関係団体	三重県漁業協同組合連合会	059-228-1205	080-4411-9878 (社用携帯)
関係団体	名古屋港排出油等防除協議会	052-661-1615	同 左
関係団体	衣浦港排出油等防除協議会	0569-22-4999	同 左
関係団体	三河港排出油等防除協議会	0532-34-0118	同 左
関係団体	四日市港湾災害対策協議会	059-357-0118	同 左
関係団体	鳥羽地区排出油等防除協議会	0599-25-0118	同 左
関係団体	尾鷲湾排出油等防除協議会	0597-25-0118	同 左
関係事業者等	伊勢湾防災株式会社	059-361-1033	同 左
関係事業者等	株式会社JERA	052-740-6842	080-3662-0560
関係事業者等	中部国際空港株式会社	0569-38-7155	同 左
鳥羽地区排出油等防除協議会			
関係行政機関	中部運輸局鳥羽海事事務所	0599-25-4790	同 左
関係行政機関	中部地方整備局四日市港湾事務所	059-357-2072	同 左
関係地方公共団体	三重県南勢志摩地域活性化局	0596-27-5115	0596-27-5101
関係地方公共団体	三重県松阪地域防災総合事務所	0598-50-0503	0598-50-0535
関係地方公共団体	伊勢警察署	0596-20-0110	同 左

区 分	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
関係地方公共団体	鳥羽警察署	0599-25-0110	同 左
関係地方公共団体	松阪警察署	0598-53-0110	同 左
関係地方公共団体	伊勢市	0596-21-5541	同 左
関係地方公共団体	志摩市	0599-44-0203	同 左
関係地方公共団体	鳥羽市	0599-25-1118	同 左
関係地方公共団体	松阪市	0598-53-4034	
関係地方公共団体	南伊勢町	0599-66-1704	
関係地方公共団体	明和町	0596-52-7110	同 左
関係地方公共団体	伊勢市消防本部	0596-25-1263	同 左
関係地方公共団体	紀勢地区広域消防組合消防本部	0596-76-3614	同 左
関係地方公共団体	志摩広域消防組合	0599-43-2406	同 左
関係地方公共団体	鳥羽市消防本部	0599-25-2821	同 左
関係地方公共団体	松阪地区広域消防組合消防本部	0598-25-1413	同 左
関係団体	鳥羽商船高等専門学校	0599-25-8024	
関係団体	三重県漁業協同組合連合会指導部	059-228-1205	
関係団体	志摩度会地区海難救助連絡協議会(三重外湾漁協奈屋浦本所)	0596-72-3011	
関係団体	鳥羽伊勢地区海難救助連絡協議会(鳥羽磯部漁協)	0599-25-2328	
関係団体	三重県漁港建設協会	059-224-4116	
関係団体	三重県造船関連協議会(事務局:坂倉産業株)	0596-36-3158	
関係事業者等	伊勢湾防災株式会社	059-361-1033	同 左
関係事業者等	伊勢湾フェリー(株)	0599-26-7600	
関係事業者等	志摩マリンレジャー(株)	0599-25-3147	同 左
関係事業者等	(株)志摩ヨットハーバー	0599-66-0933	同 左
関係事業者等	盛徳海運建設株	0599-25-3033	
関係事業者等	鳥羽ドック株	0599-25-4733	
関係事業者等	伊勢志摩リゾートマネジメント株式会社	0599-52-1211	
関係事業者等	宮崎建設工業株	0599-25-3969	
尾鷲湾排出油等防除協議会			
関係行政機関	中部地方整備局四日市港湾事務所	059-357-2072	同左
関係地方公共団体	三重県尾鷲建設事務所	0597-23-3527	0597-23-3582
関係地方公共団体	三重県紀北地域活性化局	0597-23-3407	0597-23-3582
関係地方公共団体	尾鷲市	0597-23-8118	0597-23-8111
関係地方公共団体	紀北町	0597-46-3114	同 左
関係地方公共団体	三重県紀北消防組合消防本部	0597-22-8679	0597-22-2021
関係地方公共団体	尾鷲警察署	0597-25-0110	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所	0597-22-0621	090-5618-1896(仲本)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所 行野浦	0597-22-1844	0597-22-3444(岩崎)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所尾鷲事業所 大曾根	0597-22-0811	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所長島事業所 引本浦	0597-32-1313	0597-32-1094(浜田)
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所長島事業所 須賀利	0597-26-2311	同 左
関係団体	三重外湾漁業協同組合紀州支所三木浦事業所 九鬼	0597-29-2511	同 左
関係事業者等	伊藤石油株式会社	0597-22-0014	同 左
関係事業者等	正栄石油株式会社	0597-22-0026	同 左

資料 2 2 防災相互通信用無線局保有状況一覧

令和2年2月 1 日現在

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4420～4422	F3E	158.35	10	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4401	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4406	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4410	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4436	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4452	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4462	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4463	F3E	158.35	1	第四管区海上保安本部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4504	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4575	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4576	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4578	F3E	158.35	10	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4453	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4572	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4573	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4580	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 いすず
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4414	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4415	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しののめ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4598	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 とばぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4599	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 とばぎり
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4600	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4601	F3E	158.35	1	鳥羽海上保安部 しまなみ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4418	F3E	158.35	10	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4402	F3E	158.35	1	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4403	F3E	158.35	1	浜島分室
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4449	F3E	158.35	1	浜島分室 いせかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4577	F3E	158.35	1	浜島分室 いせかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4503	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4425	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4426	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4434	F3E	158.35	10	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4589～4592	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 すずか
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4587	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ
海上保安庁	携帯局	かいほいどう 4588	F3E	158.35	1	尾鷲海上保安部 みえかぜ

機 関 名	無線局の種類	局 名	電波の型式	周波数 (KHz)	出力 (W)	設 置 場 所
伊勢湾排出油等防除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいきょう 5	F3E	158.35	1	全国内航タンカー海運組合東海支部
伊勢湾排出油等防除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいきょう 6	F3E	158.35	1	伊勢湾・三河湾タグ協会
伊勢湾排出油等防除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいきょう 7、24～33	F3E	158.35	1	伊勢湾防災㈱
伊勢湾排出油等防除協議会	携帯局	いせわんりゅうたいきょう 16、21	F3E	158.35	1	㈱JERA

資料 2 3 指定海上防災機関 海上災害防止センターの契約防災措置実施者一覧

令和 2 年 2 月 1 日現在

地区	名 称	電 話 番 号	
		平日昼間	平日夜間・休日
名古屋	三洋海事株式会社 名古屋支店	052-652-6721	
名古屋	株式会社ダイセキ 名古屋事業所	052-611-6321	
名古屋	知多港運株式会社	052-651-5446	
名古屋	深田サルベージ建設株式会社 名古屋支店	052-661-9416	
衣浦	衣浦ポートサービス株式会社	0569-21-0489	
四日市	伊勢湾防災株式会社	059-361-1020	

指定海上防災機関 海上災害防止センター	TEL 045-224-4311 FAX 045-224-4312
---------------------	--------------------------------------

資料 2 4 排出油等の防除に関する協議会等一覧

令和2年2月 1 日現在

担当部署	協議会等名称	対象地域	設立年月日	会長	会員の概要	備考
第四管区本部	伊勢湾排出油等防除協議会	伊勢湾及び東海西部沿岸海域	昭和48年11月15日	四本部長	国の機関3 地方公共機関4 民間11 排防協6 計24	
鳥羽保安部	鳥羽地区排出油等防除協議会	鳥羽港及びその周辺	平成17年5月17日	鳥羽部長	国の機関3 地方公共機関16 民間14 計33	
尾鷲保安部	尾鷲湾排出油等防除協議会	尾鷲湾及びその周辺海域	昭和54年1月24日	尾鷲部長	国の機関2 地方公共機関6 民間8 計16	

参考1 海上保安庁の主な排出油等防除資材保有状況

令和2年2月1日現在

資機材名	数量	単位	荷姿	個数	総重量	保管地	備考
堰式油回収装置 (FOiLEX TDS 200)	18	式	コンテナ	1	2.7t	稚内、紋別、網走、広尾、釜石、宮城、福島、横浜、横浜 機動防除基地、尾鷲、和歌山、高知、松山、七本部(門 司)、舞鶴、新潟、鹿児島、十一本部(沖縄)	
大型オイルフェンス (ユニブーム)	900 (300×3)	m	コンテナ	1	14.0t	函館、福岡、新潟	
大型周油装置 (ブイスイープ)	3	式	コンテナ	1	3.8t	網走、福岡、新潟	
充気式オイルフェンス (ハイスプリント)	4,500 (250×18)	m	コンテナ	1	5.2t	横浜(2)、四日市(4)、堺(4)、水島(4)、宇部(4)	
充気式オイルフェンス (ローブーム1500)	250 (250×1)	m	コンテナ	1	6.0t	横浜	
充気式オイルフェンス (AF-1500)	750 (250×3)	m	コンテナ	1	6.0t	横浜(3)	
油処理剤空中散布装置 (TC-3)	6	式	コンテナ	1	1.0t	稚内、函館、横浜、福岡、舞鶴、那覇	

名称	名称(委託先)	回収船等		オイルポンプ			油吸着材(kg)			処理能力		貯蔵	
		名称	回収量(kg/h)	型式	長さ(m)	マッド	ローリ	万粒数	その他	通常	高圧度	自己搾搾	粉末
稚内	稚内港運(株)	FOILEX TDS250	140	B	20		85		OSN 100m				
苫小牧	北洋海運(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	820	2694	85		OSN 220m	4950		720	300
室蘭	北洋海運(株)室蘭支店			B	520	940						540	
函館	(株)富士サルベージ			B	460	1000				2502			
むつ小川原	八戸港海運(株)			B	700	5161				1854		162	
八戸	東日本タグボート(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	40	85	85		OSN 100m				
久慈	八戸港海運(株)			B	600	1010						1998	
秋田船川	(株)男鹿テクノ	パイコマ社 KOMARA 12K	12	B	20		85		OSN 100m				300
		FOILEX MINI SKIMMER30	30										
秋田	(株)男鹿テクノ			B	700	2851							
仙台	宮城マリンサービス(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	720	2480	714			8010			300
小名浜	三洋海運(株)			B	620	1610	680			900		900	
鹿島	鹿島埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	20	831	85		OSN 200m				300
鹿島	山九(株)鹿島支店			B	720	2149						2970	
千葉南	(株)ダイトーコーポレーション	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	20		85		OSN 200m				300
千葉北	(株)ダイトーコーポレーション	FOILEX TDS250	140	充気式	200		85		OSN 200m				
千葉	(株)ダイトーコーポレーション			B	2000	3230				5004		180	
横浜	海上災害防止センター						34		OSN 200m				
川崎	災害対応拠点 海上災害防止センター	パイコマ社製 コマラスター	22	充気式	900		170		OSN 200m	486			300
		ワールドケミカル社製 スチールボーイ	9	B	360				オバシキ 1771				
		エラスチック社製 TDS118	20										
		GT-185 2台	65										
		テスミ・ロークリン社製 TDS320	70										
		エラスチック社製 Magnum200	90										
		ピーチクリーナー 3台											
横須賀	海上災害防止センター	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	2400	425	238		OSN 180m	8190			
		GT-185	65										
		TDS-200 2台	70										
		ピーチクリーナー											
横須賀	東京汽船(株)			B	920	2683							
横須賀(きよたき)	防災特殊曳船(株)	FOILEX TDS200	70	充気式	400		85		OSN 120m				300
				B	20								
横須賀(あおたき)	防災特殊曳船(株)	FOILEX TDS200	70	充気式	400		85		OSN 40m				
				B	40								
清水	清水埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	120		85		OSN 100m			300	
名古屋	伊勢湾防災(株)						51		OSN 100m				
四日市	伊勢湾防災(株)	TDS-200 2台	70	B	2080	2768	119		OSN 500m			1800	600
		FOILEX MINI SKIMMER30 2台	30	充気式	400								
		ピーチクリーナー											
伊良湖	伊勢湾防災(株)			B	3680	3960	1391			2016	1980		
和歌山	田中海運(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	880		85		OSN 200m				300
		TDS-200	70	充気式	200								
和歌山	紀伊水道防災設備(株)	TDS-200	70		3120	2637	17					1908	
堺泉北	災害対応拠点 海上災害防止センター	パイコマ社製 コマラスター 2台	22	B	4890	2654	476		OSN 180m				300
		FOILEX MINI SKIMMER30 2台	30	充気式	2900				オバシキ 1771				
		GT-185 2台	65										
		FOILEX TDS200	70										
		エラスチック社製 Magnum200	90										
		ピーチクリーナー 3台											
大阪	関西港湾サービス(株)	TDS-200	70										
神戸	ソーエエンジニアリング(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	20								
姫路	早駒運輸(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	3020	3076	102		OSN 200m	4014		756	300
		TDS-200 2台	70										
水島	内海曳船(株)水島事業所	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	120		85		OSN 200m				300
		ピーチクリーナー		充気式	200								
水島	山九(株)岡山支店	TDS-200 2台	70	B	3000	2740	680						
岩国	山九(株)岩国支店	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	1520	1417	85		OSN 200m	2160		1512	300
		ピーチクリーナー											
徳山	(株)シゲートコーポレーション	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	80		85		OSN 400m				300
		TDS-200 2台	70	充気式	300								
徳山	山九(株)周南支店			B	3020	1773	1360			7488			
松山	内海曳船(株)松山事業所	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	20		85		OSN 200m				300
松山	伊予商運(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	3040	1140	1921						
		TDS-200 2台	70							3060		936	
今治	内海曳船(株)松山事業所	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	1580		85		OSN 200m				
宇部	西部マリンサービス(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	2040	1100	1785		OSN 200m	7866			300
		TDS-200	70	充気式	200								
		ピーチクリーナー											
北九州	西日本海運(株)	TDS-200	70	充気式	100								
北九州	災害対応拠点 海上災害防止センター	FOILEX MINI SKIMMER30 4台	30	充気式	1650	3543	85		OSN 200m	5886		918	
		LAMOR社製 LWS50	60	B	3020				オバシキ 1771				
		TDS-200	70										
		エラスチック社製 Magnum200	90										
		ピーチクリーナー 2台											
博多	博多港管理(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	40								
大分	大分臨海興行(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	20		85		OSN 200m				300
		ピーチクリーナー		充気式	400								
		TDS-200 2台	70										
大分	鶴崎海陸運輸(株)			B	3000	1752	1054			2610	1080		
佐世保	佐世保マリンサービス(株)			充気式	250		85		OSN 100m			300	
長崎	長崎倉庫(株)			B	460	1020				2556			
上五島	西海エンジニアリング(株)			B	700	5080				18		720	
福井	福井埠頭(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	1120	2671	85		OSN 100m				300
新潟	(株)リコーコーポレーション	パイコマ社製 KOMARA 12K 2台	12	B	600	2470	85		OSN 100m	5400			
		FOILEX MINI SKIMMER30	30										
		ピーチクリーナー											
伏木富山	伏木海陸運送(株)			B	560	974	357		OSN 100m	828		270	300
串本野	仁徳海運(株)串本野事業所			B	600	1600				1854		1080	
鹿児島	(株)共進組	ピーチクリーナー		B	20		85		OSN 100m				300
喜入	JXマリンサービス(株)			B	3180	3220						1440	
沖縄	沖縄マリンサービス(株)	FOILEX MINI SKIMMER30	30	B	380				OSN 160m				300
		充気式		250									
沖縄	共和マリンサービス(株)			B	360	1600				720			

参考3 石油連盟の主な排出油等防除資材保有状況

令和2年3月1日現在

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
石油連盟 第1号東京湾基地 JXTGエネルギー㈱ 千葉製油所内 市原市千種海岸1	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	1	5.70
	Hiｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	4.60
	Hdｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.4 × 4.3	1	7.00
	ユニブームZ1500	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 4.0	1	6.00
	ユニブームX1800	専用コンテナ(250m/1)	3.7 × 2.8 × 7.4	1	15.00
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	44	3.50
	砂浜用オイルフェンス ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.25
	集油型オイルフェンス カレントバスター	専用コンテナ(72m/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.80
	カレントバスター4	専用コンテナ(74m/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.80
	油回収装置 トランスレック125	専用コンテナ(1式/2)	3.7 × 2.5 × 6.1	1	13.30
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 3.6	5	2.50
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.10
	RBS TRITON 60	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.7	1	2.50
	TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	2.00
移送ポンプシステム クレーン・スキマーポンプシ	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50	
クレーン・スキマーポンプシ	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.7	1	2.66	
海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.00	
ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30	
ミニバックII	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.7	1	2.24	
回収油バーージ ランサーバーージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3 × 1.2 × 1.2	1	0.47	
LSB 50	専用コンテナ(1式/2)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
ランサーバーージ100t	専用コンテナ(1式/1)	2.1 × 5.5 × 15.0	2	1.03	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	
石油連盟 第2号瀬戸内基地 JXTGエネルギー㈱ 水島製油所B工場第2原油基地内 倉敷市児島宇野津字長島新田 2310-2	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	3	5.70
	Hiｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	4.60
	Hdｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.4 × 4.3	1	7.00
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	25	3.50
	砂浜用オイルフェンス ロープームビーチ	専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.5 × 3.0	1	4.03
	集油型オイルフェンス カレントバスター4	専用コンテナ(74m/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.80
	油回収装置 LAMOR LFF 350/140	専用コンテナ(1式/2)	3.1 × 2.4 × 6.1	1	12.80
	ジャイアント・オクトパス	専用コンテナ(1式/2)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	4.42
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 5.9	1	9.50
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	1	2.50
	TDS 200	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 3.6	1	2.50
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.10
	TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.3 × 3.0	1	3.00
	移送ポンプシステム クレーン・スキマーポンプシ	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.30
クレーン・スキマーポンプシ	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	2.00	
海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50	
ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.7	1	2.66	
ミニバックII	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00	
ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30	
回収油バーージ ランサーバーージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3 × 1.2 × 1.2	1	0.47	
LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
NOFIオイルバーージ75t	専用コンテナ(1式/1)	1.7 × 1.7 × 2.3	2	1.21	
ランサーバーージ100t	専用コンテナ(1式/1)	2.1 × 5.5 × 15.0	1	1.03	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	
石油連盟 第3号伊勢湾基地 コスモ石油㈱ 震地区管理地内 四日市市霞1-22-1	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	2	5.70
	Hiｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	4.60
	Hdｽﾌﾟﾘﾝﾄﾌﾞｰﾑ	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.4 × 4.3	1	7.00
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.50
	砂浜用オイルフェンス ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.25
	集油型オイルフェンス ﾗﾝ-ﾏｸﾞｽﾞﾌﾞ ﾐｽﾞｲﾌﾞ	専用コンテナ(72m/1)	2.4 × 2.4 × 3.7	1	2.80
	油回収装置 シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 3.6	3	2.50
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.10
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.30
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50
	海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00
	ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30
	ミニバックII	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00
	ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30
回収油バーージ ランサーバーージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3 × 1.2 × 1.2	1	0.47	
LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	

保管施設所在地	保管資機材	収納・運搬 (数量/1コンテナ)	高 × 幅 × 長(m)	コンテナ 数量	1コンテナ 重量 (t)
石油連盟 第4号日本海基地 出光興産㈱ 新潟石油製品輸入基地内 新潟市東区平和町3-5	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	2	5.70
	His7 リフトブーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	4.60
	ユニブームX1800	専用コンテナ(250m/1)	3.7 × 2.8 × 7.4	1	15.00
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.50
	砂浜用オイルフェンス ロープームビーチ	専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.5 × 3.0	1	4.03
	集油型オイルフェンス ラバ・マックス・ブ・イスイブ	専用コンテナ(40m/1)	2.4 × 2.4 × 3.7	1	2.80
	油回収装置 トランズレック100	専用コンテナ(1式/2)	3.4 × 2.4 × 6.0	1	12.80
	UR0300	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 6.0	1	6.70
	シースケーター	専用コンテナ(1式/1)	3.8 × 2.4 × 6.1	1	20.80
	コマラスター	専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 3.6	1	2.50
	ターミネーター(2式/1)	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.20
	RBS TRITON 60	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.7	1	2.50
ターミネータースキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.6	1	3.20	
ミマックス25システム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	2.50	
TDS 118	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	2.00	
移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50	
海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(1式/1)	1.4 × 1.4 × 2.1	2	3.00	
ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30	
回収油バージ LSB 25	専用コンテナ(1式/1)	1.0 × 1.0 × 1.6	1	0.50	
LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
ランサーバージ100t	専用コンテナ(1式/1)	2.1 × 5.5 × 15.0	2	1.03	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	
石油連盟 第5号北海道基地 JXTGエネルギー㈱ 室蘭事業所内 室蘭市陸屋町1-172	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	2	5.70
	Hd7 リフトブーム	専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.4 × 4.3	2	7.00
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	12	3.50
	砂浜用オイルフェンス ビーチブーム	専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.25
	集油型オイルフェンス ラバ・マックス・ブ・イスイブ	専用コンテナ(40m/1)	2.4 × 2.4 × 3.7	1	2.80
	油回収装置 トランズレック100	専用コンテナ(1式/2)	3.4 × 2.4 × 6.0	1	12.80
	ターミネータースキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 6.0	1	6.70
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.6	4	3.20
	コマラ15Duplex	専用コンテナ(4式/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.30
	移送ポンプシステム	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50
	海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00
	ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30
回収油バージ LSB 25	専用コンテナ(1式/1)	1.0 × 1.0 × 1.6	1	0.50	
LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
LSB 100	専用コンテナ(1式/1)	2.8 × 5.4 × 15.2	4	0.80	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	
石油連盟 第5号北海道基地(稚内分所) 稚内市役所所有末広埠頭 上屋2号内 北海道稚内市新末広町2	大型オイルフェンス ロープーム1800SPI	専用コンテナ(250m/1)	2.3 × 2.2 × 2.8	1	6.50
	専用コンテナ(バワーバッグ/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	1	2.50	
	His7 リフトブーム	専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	4.60
	固形式 Solid1150	専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	6	3.50
	集油型オイルフェンス カレントバスター	専用コンテナ(72m/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.80
	集油装置絞	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.5 × 3.7	1	0.80
	油回収装置 DESMIコヒネーション・スキマー	専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.4 × 3.1	1	3.20
	LAMOR LWS50	専用コンテナ(1式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.10
	コマラスター	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.20
	海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00
	回収油バージ ランサーバージ25t	専用コンテナ(1式/1)	1.3 × 1.2 × 1.2	1	0.47
	石油連盟 第6号沖繩基地 沖繩出光㈱ 沖繩油槽所内 うるま市与那城平安座6559	大型オイルフェンス ロープーム1800	専用コンテナ(250m/1)	2.5 × 2.4 × 3.7	1
His7 リフトブーム		専用コンテナ(250m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	2	4.60
Hd7 リフトブーム		専用コンテナ(250m/1)	2.8 × 2.4 × 4.3	1	7.00
固形式 Solid1150		専用コンテナ(160m/1)	2.3 × 2.3 × 9.5	13	3.50
砂浜用オイルフェンス ビーチブーム		専用コンテナ(320m/1)	2.6 × 2.4 × 3.1	1	3.25
集油型オイルフェンス ラバ・マックス・ブ・イスイブ		専用コンテナ(40m/1)	2.4 × 2.4 × 3.7	1	2.80
ハーバースター		専用コンテナ(60m/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.20
油回収装置 シースケーター		専用コンテナ(1式/1)	2.4 × 2.4 × 3.6	2	2.50
コマラスター		専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	3.20
ミマックス25システム		専用コンテナ(4式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	1	2.50
移送ポンプシステム		専用コンテナ(1式/1)	2.5 × 2.5 × 3.0	1	3.50
海岸清掃用油回収機 ミニバックシステム		専用コンテナ(2式/1)	2.6 × 2.4 × 3.0	2	3.00
ポータブルスキマーシステム	専用コンテナ(2式/1)	2.3 × 2.2 × 2.4	2	1.30	
回収油バージ LSB 25	専用コンテナ(1式/1)	1.0 × 1.0 × 1.6	1	0.50	
LSB 50	専用コンテナ(1式/1)	2.0 × 4.6 × 11.0	1	0.60	
回収油貯蔵タンク・バッグ ロータンク25t	専用コンテナ(1式/1)	1.2 × 1.2 × 2.4	1	0.50	

参考 4 大型油回収船一覧

令和2年2月1日現在

船名	配備港	総トン数	速力(ノット)	能力(kl/h)
清龍丸	名古屋港	4,792	13.5	1,000 (渦流式+スキッパー式)
海翔丸	北九州港	4,651	13.3	1,000(渦流式)
				400(投込み式)
白山	新潟港	4,184	13.1	1,000(渦流式)
				250(投込み式)